

X

終戦後の  
起ち上り



## 餓死線上、酒米にまで供出命令

終戦直後には、戦争末期よりも、もっとひどい食糧危機がやってきた。戦争でとことんまで使い果してしまっていたからである。日本人の所要栄養摂取料は、一日平均三、〇〇〇カロリーだといわれているのに、東京、大阪の大都市では凡そ半分、盛岡、前橋、山口など最悪の地方では一、〇〇〇カロリーしかとれていなかった。正に餓死線上である。

配給の主食だけでは、絶対に生きて行けなくなった市民たちが、大きなリュックを背負い、群れをなして、農村部への買い漁り、買出しに出動した。専門の闇取引屋が出現し、ほとんど公然と闇ルートの組織網がつくられ、中央線も信越線も車内は彼らの横行で占領された。衣類や洋服のような、農家には無いものを手みやげに持っていかなければ、甘藷も野菜も売ってくれないので、都市生活者たちの単筒はおおかた空っぽになってしまった。食糧事情が最も逼迫した二年の下半期には、飲食費のうち、闇食糧をかくとくするために使う費用が五二%を占めたという。

毎日の新聞は絶えず餓死者の記事を揚げ、県下においても、あちらこちらに食糧暴動がおこりそうな形勢を伝えていた。二〇年一月の長野県会では、それを憂えて『県民奮起に関する決議』をおこない、隠匿蔵食料の総動員と、遅々として進まない農家の供出を呼びかけた。主食の家庭配給量一人一日二合三勺と約束しながら、實際上、一合八勺ぐらいしかこないのでは、危機到来を思わしめたのも当然である。

### 県民奮起に関する決議

さきに畏くも終戦の大詔を拝し、吾らまことに恐懼感激にたえず、今や全国民はひとしく聖旨を奉戴し、総力を傾けて平和新日本の建設に努力せざるべからず。

然るに戦争による国力の甚大なる消耗と災害による生産の損傷とはいちじるしく物資の欠乏、物価の暴騰を招き、有史以来いまだかつて見ざる国民生活の危機を招来し、なかんずく食糧の窮乏と道義のたいはいにいたりてはまことに深憂に堪えざるものあり。今にしてわれら同胞相寄り相扶け、食糧ならびに輸入見返り物資の生産増強に励み、供出の促進、配給の適正、消費の合理化につとめ、もって速かに民生安定の実を期すべきなり。

思うに本県が戦災を蒙ることすくなかりしは、けだし新日本建設の重大なる責任を示唆する神意によるものといふべく、当県会は二百万県民とともに自省奮起、誓って万世のため太平を開かんとする御聖旨に副え奉らんことを期す。右決議す。

昭和二十年十二月

長 野 県 会

進駐軍のマッカーサー司令部は、この危機を救うために頻りに外米を運びこんで呉れたが、連合国の中には「そんなに米が無いのなら、酒造りを全面的に禁止しろ、西ドイツでは既に禁じているではないか」という声もおこってきた。そこで、つぎのような通達となり、二一酒造年度においては、原料としての甘藷と米麦の配給を停止しただけでなく、酒蔵に手持ちのものをも根こそぎ供出せしめるための指令が発せられた。

昭和二十一年五月三十一日

食糧管理局長官

食糧事務所長殿

酒造用原料食糧の主食向転換処理に関する件

現下の緊迫した食糧事情に鑑み今般酒造用原料食糧に関し緊急措置を実施することとなり、之に伴って酒造業者の現在手持食糧を直ちに主食用に転用することになったので即刻関係方面と緊急に連絡し、左記事項留意の上迅速且適切なる措置を採って本件の処理に万遺憾なきを期せられたい。

記

一、食糧事務所は酒造業者の所轄税務署長に対する供出食糧の報告に基

き、所轄税務署、都道府県、酒造団体と共同して右措置の確認を行うこと。

二、食糧事務所は右数量の確認をなしたるときは直ちに之を政府に於て買入れ主食用として総合配給すること

尚干藷については一等品及び二等品以下のものも、水洗い其の方法により食用に供し得ると見られるものは政府に於て買入れることとし、澱粉用に供するものは日本藷類統制株式会社に、又そのまま綜合用に供するものは地方食糧営団に売却すること。

三、転用供出物資の政府買入れ価格は左により関係方面と打合せの上、食糧事務所長に於て確認決定するものとす。

- (1) 買入価格は酒造業者の買入価格を基礎として金利、倉敷、運賃其の他の諸掛を加えた額とし、其の所謂適正マージンは認めないこと。
  - (2) 酒造業者の買入価格は入手当時の政府売渡価格又は認可価格（醸造用大麦）によるものとす。
  - (3) 金利、倉敷、運賃其の他の諸掛は業者の帳簿価格を基準とするか、右価格が明確でない場合は当時の公定料金によるものとす。
  - (4) 酒造業者の買入価格のみならず金利、倉敷等の経費が判明しない場合は、現行の政府売渡価格（醸造用大麦については麦酒原料会社の売渡価格、右は政府売渡価格に一〇八珣（石）につき十一円六十四銭を加算した額である）によって買入れるも差支えない。
  - (5) 酒造工場の倉出より以降の運賃等は政府負担とする。干甘藷の運送については日本諸類統制株式会社に委託することとし運送委託契約による運賃を支払うこと。
- 四、酒米醸造用大麦として醸造証印のあるものと雖も一般標準価格で売却するものとする。

勿論、酒が全くなくなってしまったわけではない。蔵には既に仕込んだものがまだ残っていたし、敗戦と同時に、多くの業者の中には工業用の各種アルコールを買い集めて、その添加酒をつくり、混和酒をつくり、或は米、甘藷、コウリヤン以外の雑原料による焼酎造りをやっているものもいた。主食にさえ差支えがなければ、進駐軍司令部も大いに酒造りを勧奨し、アルコールも出来るだけ配給した。日本人にとって、酒は必需品にひとしいものであることを認めたからである。

端境期の、米不足がどん底を突くときには、在庫米のすべてをも吐き出させたが、仕込み期になれば、多少の手当をする方策も講ぜられた。それにしても、日本中が餓死線上にさまよった二二酒造年度には、やっぱり酒造史上にかつてない、惨胆たる減石であった。県下の酒造米買入れが九千三百石に落ち込み、酒造高もまた僅かに一万五千石という、文字通りの奈落であった。

昭和二十一年七月三十日

大蔵省主税局長

酒造組合中央会会長殿

酒類原料の緊急措置の継続に関する件

本年五月食糧危機突破に協力するため、万已むを得ない措置として本年六月一日から七月三十一日までの期間内食糧に供し得べき甘藷大麦及び米を酒類原料として、酒類製造場に入荷させないことに措置し目下実行中のところ、現下の食糧事情に顧みるに、本措置は今暫くこれを継続するの止むなきものと認められるので、本酒造年度中、本措置を継続することとしたから、貴会（又は貴組合）の組合員をしてこれが実施に協力するよう取計っていただきたい、以上命によって通牒する。

尚前記以外の雑原料による酒類の製造については格般の努力を払われなく、又来酒造年度の酒造生産計画については目下関係方面と折衝中なることを申添える。

## ドブ Rok 横行、清酒の横流れ

呆然自失にひとしい虚脱の中で道義が地に落ちると、酒造りの世界にもさまざまな事態がおこった。密造のドブ Rok が横行し、業者の横流しも容易に跡を絶たなかった。濁酒造りは、太平洋戦争に入る前頃、もはや非常に少くなり、僅かに東北、九州、山陰地方の一部に残っているほどであったが、清酒の配給制が始まった途端にふえ出し、その風潮が敗戦と同時に急速に拍車をかけられた。

勿論、税務署も警察も密造の取締りを怠ったわけではないが、戦争中のように、当局の威令は最早やモノをいなくなくなった。とかく「民主化の世に、役人どもが何をいうか」の反駁が生じ、「警察は人権をじうりんする」といったような抵抗がおこりがちだったからであり、混乱の世相の反影であった。

幾ら取締られても、酒が出廻わってこないのだから、仕方が無いではないかといった調子で、農山村では部落ぐるみのドブ Rok 密造を行うところさえあり、ほとんど集団化した。昭和三三年頃、もっとも密造がひどくなったときには、全国で正規の濁酒生産が五〇万石であったのに対し、密造濁酒がほぼ一割の五万石も摘発された。その風潮がようやくおさまって、密造酒が姿を消していくのには、三八、九年頃までもかかるのであった。

密造で、もう一つの大きな問題は、工業用のメチルアルコールに割水をして酒と称し、清酒銘柄の商標が貼られている罎に詰めて、堂々と売出する者が続出し、さては、中毒の死者を出すというような騒ぎが繰り返えされたことである。終戦時のどさくさにまぎれて、軍需工場から盗み出したり、高値に買い求めた工業用アルコールに加工したのである。

こうして、密造が頻りに行われる反面、酒造家の横流しも少くなかった。その盲点が、業者に許された「自家用酒」にあったのである。自家用酒は酒質検査、分析、見本、接待或は寄贈用のためとして、半期だいたい二石ぐらいのものが与えられ、ほかに特配として、職員や労務者に一人一カ月二升以内、杜氏や蔵人の季節労働にはその二倍と限って、税務署から認められていたのだが、これらの

自家用名目酒の保有に、あの手この手があったて、横流れや闇取引の源泉になっていた。

敗戦直後の道義廃類と混乱の中において、酒造業界には、どのような問題が相ついでおこったか、幾つかの資料を摘録してみよう。

昭和二十年十二月十三日

大蔵省主税局長池田勇人

酒造組合中央会会長伊藤保平殿

酒類容器ノ封緘励行方ニ関スル件

酒類製造ノ免許ヲ有セザル者、這般ノ終戦ニ伴ヒ軍手持燃料用アルコール或ハ軍需工場ノ工業用アルコール等ヲ取得ノ上、之ニ加工又ハ割水ヲ為シ無免許ニテ酒類ヲ製造シ、コレ等変性アルコールヲ販売スル者漸ク多ク、就中酒類製造者ノ商標ノ附著セル古容器ニ此等酒類ヲ充填販売シ以テ一般消費者ヲ偽瞞シ、容易ニ該品ヲ処分セントスル者モ有之由、而シテ此等変性アルコールニ依ル中毒死事件等ノ発生モ屢々アルヤニ及聞候ニ付テハ、酒類製造者ノ正規ノ製品タルコトヲ保証スル為爾今酒類製造者ノ製造スル容器詰酒類（特ニ雑酒及焼酎ノ壘詰品）ニ付テハ出来得ル限り関係酒造組合又ハ酒造業者ノ責任ニ於テ発行スル証紙ヲ以テ封緘シ、其ノ施封ニ当リテハ適當箇所ニ詰口年月日ノ記載ヲ励行スルノ外糊付等ニ十分ナル考慮ヲ廻ラシ、該封緘ヲ破棄スルニ非ザレバ内容品ヲ取出シ得ザルヤウ措置セシメ以テ酒類製造者全体ノ信用保持ニ努メシムルヤウ可然指導監督ヲ加ヘラレ度此段及通牒候也

○

昭和二十一年七月十三日

松本税務署長

ドブ Rok 密造防止について協力方

御承知の通り現下の食糧事情は正に其の頂点に達し、食糧に供し得べ

き多種原料は挙げて供出し、その危機を切抜けるべく努力して居るの際、未だ各地方に於けるドブ Rok 密造の後を絶たざるのは、国民としても取締官庁としても遺憾至極です。斯の様な事実が続けられて居る限りはマッカーサー司令部に於ても食糧の放出輸入を許可せざるは勿論、将来に於ける酒類の製造上にも差支へとなるを以て当署としても全力を傾け密造撲滅に努めて来た次第であるが、尚一層徹底する必要があると同時にマッカーサー司令部の食糧放出許可に感謝し、我々の誠意を披瀝する意味からも今後貴組合にして其の配給区域内に濁酒密造の事実を承知したる場合は直ちに当署に通報せらるる様お願いしたい。

○

尚通報に対する秘密は当署に於て厳守致しますから了知して下さい。

昭和二十一年十二月十二日

松本税務署長

清酒の出荷について

最近家庭用配給酒について一般需要者から次の点について注意方要望があったから特に留意せられたい。

記

- 一、量のこと 壘詰のもので余りに空隙の多いものがあって、標記量に満たないものがあると認められるものがあるから壘詰の際注意せられたい。

二、規格票について 全然規格票のないものがあり、級別も不明である

から必ず貼付せられたい。

三、王冠について 古王冠を使用する場合もある関係上、罫を横にする  
と酒が洩れるものがあるから注意せられたい。

○

昭和二十二年一月二十二日

松本税務署長谷川寛三

酒類配給について

近時酒類の逼迫に伴って、各地で酒類の配給切符を偽造したり変造し  
たりして、酒類を詐取したものがあから、今後これ等の被害を未然に  
防止するため左記事項を厳守せられ酒類の円滑なる配給に協力せられた  
い。

右通知する。

記

一、酒類の配給は必ず所定の切符と引換になすこと（署長課長の名刺を  
持参したり或は電話等により特配の依頼あるも凡て応ぜざること）  
二、地方的特配について当署で発行する切符には必ず署長又は間税課長  
が認印することとする。従って認印のないものは無効とすること。

○

昭和二十二年八月十五日

中信酒造組合理事長降旗三重治

組 合 員 殿

自家用酒等の用途について本日長野税務署長より左の通り注意があり  
ましたから御伝言申上ます。

自家用酒又は団体の用途指定酒の使用については、従来共屢々自肅自  
戒且つ用途を明瞭に記帳せらるる様注意を喚起して置いたので仮初にも

認許可数量を濫用するが如き事態は絶対にあり得ないものと信じて居  
るが、最近各地の状況を仄聞するに自家用酒の用途をめぐり往々関係筋  
の手を煩すが如き重大事態相当あるやの趣で、特に本局から注意があつ  
た次第だが、斯る事態の発生は洵に寒心に堪えないわけで絶対に此の種  
不詳事件を惹起せざるよう厳に留意せられたい。

昭和二十二年八月一日

長野税務署長

県下各酒造組合理事長殿

○

酒税法違反罰則について（二四、五、五）

松本税務署

改正されたもの

一、密造酒類、密造の酒母醪麴を所持したり、譲渡したり譲受けたとき  
は一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処されることになった。  
一、免許を受けずに酒類酒母醪を製造した者は、五年以下の懲役又は五  
十万円以下の罰金に処せられることになり、改正後罰則が一段と強化  
された。

一、そして密造に使用した器具機械は誰の所有であろうと全部没収さ  
れ、犯罪は未遂であろうと罰せられることになった。

一、酒類製造者販売業者にして課税の基礎となる所定の申告書を提出せ  
ずして酒税を期限迄に納めなかつたとき、詐偽其の他不正の行為によ  
って本税の免除を得たり、遁脱をしたり、計画した者も五年以下の懲  
役又は五十万円以下の罰金に処せられ、本税は追徴されることになつ  
た。

一、無免許製造の目的で原料、容器、器具、機械等を準用した者、無免  
許で麴を造つたもの、無免許で酒の販売をした者は一年以下の懲役又



は十万円以下の罰金に処され、使用した物件は全部誰の所有であろうと没収され、税金は追徴されることになった。

従来通りのもの

- 一、政府が徴税保全上製造者販売業者に対して必要な命令をなした場合の違反に対しては三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処される。
- 一、免許を与へられたときの条件に違反したとき製造者が庫出の申告等を怠ったり、詐ったとき、承認を受けて移出した酒類を承認通り扱わなかったとき、未検定の酒類を処分したとき、承認をうけずに

酒類酒母醪等を勝手に処分したりしたときは十万円以下の罰金に処される。

- 一、製造者、販売業者は制規の帳簿の記載を怠ったり隠したりしたとき、所定の申告をしなかったり詐ったとき、未検定の容器、器具、機械を使用したとき、所定の検査承認を受けないもの、収税官吏の質問に対して答弁をしなかったり虚偽の陳述をなしたり職務の執行を拒んだり忌避したときは五万円以下の罰金に処される。

## 配給公団を経て再び自由販売へ

酒造組合が戦争協力団体として解体を命ぜられたとき、当然、酒類販売株式会社も閉鎖された。しかし、当時の事態は、とてもまだ、そのまま野放しの自由を持っていけるような事情にはおかれていなかった。進駐軍の救援輸入によって、食糧の窮乏も、少しずつ緩和にむかつてはいたが、足りないものをひとしく分配して、飢餓を完全に突破するためには、なお配給の統制が不可避であった。しからば、その統制を一体どんな形に持っていくか、民間の自主に依るものと、完全な官僚統制に依るものと、考えられる二つの方法について、政府の議論が沸騰し、マッカーサー司令部も俄かには決しかねるのであったが、結局、官僚統制方式に落ちついた。米麦や味噌、醬油を扱う機関として食糧配給公団が設けられ、酒には酒類配給公団がつくられた。

配給公団は、いわば、統制経済から完全な自由経済への橋渡しの役柄であり、物資の需給が安定しさえすれば、その役割を終るものであった。酒類配給公団は二三年四月一日に発足して、翌年六月末日まで凡そ一年間持続したが、中央に本部を置いて第一部は清酒、

合成酒、焼酎、第二部はビール、第三部は雑酒、果実酒を扱うものであり、府県に支所を設け、その下に出張所をおいた。実務も人事も、ほとんど戦時中の酒販会社の機構を使ったが、公団は政府機関の一翼であったから、本県においても支所長大塚貞磨以下、旧酒販の出張所長や全職員が公務員に繰り入れられて、その仕事を担当した。統制の仕組みは、まず大蔵大臣から中央酒類配給公団を通じて、月々の買上げおよび配給の指令書が県支部に流され、県支部では県知事の指示をうけながら、一般家庭用、産業用、非常用、特別価格酒（加算税をふくめて自由販売に廻したもの）などの用途別、地区別の配給計画を立てて、これを各出張所に指令していくのであり、出張所が末端の消費者に渡るまでの事務を担当した。

計画にしたがっての末端配給はすべて切符によってなされ、生産者への出荷指令や切符の発行は税務署で行った。生産者からの買上げについては、予め月々の生産予定数量を出させておき、製酒の品質とにらみ合せて買上げるのだが、卑しくも国家統制である以上、不良品質は厳重にいましめなければならなかったため、税務署でも県当局でも、そのことに深く留意し、鑑評会やきき酒会の回を重ねて指導した。公団の存続は僅か一年間であったが、その間における酒質の向上ぶりは、官僚統制の大きな効果の一つであったといわれている。昭和二四年六月末日をもって、酒類配給公団が廃止された。いよいよ自由販売への道が始まったのである。消費面においてはまだ配給切符制が完全に失われたわけではなく、産業用、冠婚葬祭用、酒類業団体の用途指定酒などは依然として切符を発行していたが、しかし、それらの切符販売といえども、今までは公団を唯一の卸売機関とし、製造者の直接卸小売は認められなかったものを、自由販売に切り替えることにした。

昭和二十四年七月二十一日

各 税 務 署 長

各酒類関係者殿

酒類配給公団の廃止に伴い酒類販売方法手続等について

六月末日を以って酒類配給公団は廃止され、その後は酒類の販売方法も変り、その手続等も変更されたので左記の点に留意し自由販売酒の販売に遺憾なきを期せられたい。

記

一、自由販売酒

自由販売酒は製造者より指定卸売業者（甲機関）に売渡すものと、製造者より卸売業者（乙機関）に売渡すものと、製造者の直接卸及小売の三種に大別される。

1 指定卸売業者に売渡す場合

製造者が甲機関に販売した場合は、加算税は甲機関で納付するかから製造者は基本税のみ納付すればよい。この場合製造者は各指定卸売業者別に移出した日、石数等を記載した申告書を提出しなければ

ならない

2 卸売業者に売渡す場合及直接卸及小売

この場合は基本税加算税共製造者に於て納付しなければならぬ、従て自由販売酒移出石数申告書を提出すること。

二、配給酒

産業用その他の配給酒は従来と同様総て切符にて酒類が移動することとは変りないが、以前は総て公団を唯一の卸売機関とし製造者の直接卸小売は認められなかったが今回はこの点が変更された。

1 産業用

産業用酒類の受配者は、税務署より交付をうけた酒類購入切符にて酒類小売業者に予約する。小売業者は予約をうけた酒類購入切符の予約券で製造者より酒類の売渡を受ける場合と、卸売機関（甲乙両機関）より売渡を受ける場合とある。従って製造者は予約券と引換に小売業者に売渡す場合と、酒類購入割当証明書と引換に卸売業者（甲乙両機関）に売渡す場合と二種になる。酒類の需給調節の必要上、切符に出荷すべき製造者を指定する場合があるが、この場合はその指定された製造者のみ出荷するものとし他の製造者は売渡してはならない。

2 冠婚葬祭用

この用途の性質上前以て各市町村小売業者にその月分を前渡し、各製造場へは出荷すべき市町村分を指示するから、小売業者の持参して来る酒類購入割当証明書と引換に売渡すこと。

3 調整用

極く僅かな石数であるから、税務署に於て指定する製造者及小売業者に取扱はせる。

4 自家用酒

従来と同様であるが承認石数を超過した場合は、加算税を納付しなければならぬ。

5 用途指示酒

酒類業団体の用途指定酒は、税務署に於て酒類購入切符を発行するからこの切符と引換に売渡すこと。  
以上配給酒は総て切符と引換に売渡すのであるから、引換へた切符は（予約券と引換券となる切符は切り離し、予約券のみ製造者に於て保存し引換券はその酒類の売渡人に渡す）配給酒として販売した証憑として酒類販売事蹟申告書に添付して提出すること。

## 酒造協組と卸協組の発足

酒類配給公団が廃止され、自由競争への第一歩が始まったとき、酒造家たちの頭を大きく悩ませたのは、長い間、統制の上にあぐらをかいていた業界が、いきなり自由の荒波の中に放り出される危険についてであった。酒造協会（後述）は既に結んでいたけれども、それは事業者団体の適用をうけて、経済活動が制約されていた。

そこで、生産業者たちは商工協同組合法に基く酒造工業協同組合を設立して、一致団結、民主的な自主統制をはかっていくことを考へ、長野県では昭和二三年一月一日、その創立総会をひらいて定款、役員を決定し、一二月九日には関東信越財務局長の認可をうけて発足した。基本金二五万円、出資一口の金額五〇円で、一〇五名の全業者が参加した。勿論、これは酒造協会と表裏のものであったから、役員には理事長和田芳郎、副理事長亀井旭彦、宮坂泰明、理事黒沢太郎以下一三人、監事二人の全員が協会のそれを以てえらばれた。

県酒造工業協同組合は、各地区酒造協会内に支部を設けて発足したが、その後、中小企業協同組合法の制定につれて、定款を変更したり、長野県酒造協同組合などと名称を変えたりしながら、二八年における、こんにちの長野県酒造組合の設立へとつながってきたのである。

県酒造工業協組を結成したとき、一方では、県下の生産、卸、小売三層の有志が集まって長野県酒類卸協同組合を創立した。官僚統制に依る酒類配給公団の廃止に代って、自主的に卸売機関をつくり、業界の協調と規制をはかろうとしたのである。初め、株式会社によって、それを設けようとしたが、事業者団体が、株式会社は同業者だけで組織

長野県酒造工業協同組合基本金算出表

地区別	基本石数 (斗以下切捨)	その石数に4額 を乗じた額 (円以下切捨)
長野	6,642石	26,517円
岩村田	11,842	47,370
上田	4,650	18,601
諏訪	8,995	35,986
伊那	4,710	18,843
飯田	7,276	29,106
木曾	1,692	6,769
松本	8,521	34,085
大町	3,136	12,545
中野	5,023	20,093
合計	62,491	249,967

することを禁じ、一九名以下の株式でなければならないことを制約していたため、協同組合方式をとったのである。極めて早忙の間の組織であったため、取り急ぎ一口一万円で五百口、三五六人を以て、二四年六月三〇日に創立総会をひらき、七月八日、内免許をうけると同時に公団の事務一切を引つぎ、八月五日には本免許となって発足した。

卸組合は、公団時代の一一出張所をそのままの機構として受けつぎ、大蔵省の甲種指定卸機関としての免許をとることに成功した。この甲種卸の指定をうけることによって、保証金を積立て、加算税の延納がゆるさるることになったが、創業は極めて順調に進み、初年度既に二、七〇〇余万円の利益をあげて六分の配当を見、三年目には四、〇〇〇万円の利益という風に上昇していった。

#### 長野県酒類卸協同組合定款（要項）

##### 第一章 総 則

第一条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基き、組合員のために必要な共同事業を行い、組合員の公正な経済活動の機会を確保し、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

第二条 本組合は、長野県酒類卸協同組合と称する。

第三条 本組合の地区は、長野県一円の区域とする。

第四条 本組合は、事務所を長野市に置く。

##### 第二章 事業

第七条 本組合は、第一条の目的を達成するため左の事業を行う。

- 一、酒類の共同購入及び共同販売その他組合員の事業に関する共同施設。
- 二、組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合員事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設。
- 三、組合員の経済的地位の向上のためにする団体協約の締結。
- 四、組合員の福利厚生に関する事業。
- 五、前各号の事業に附帯する事業。
- 六、前記一及び二に掲げる組合の施設は、組合員の利用に支障がない

場合に限り組合員以外の者にその事業を利用させることができる。但し一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の二割を超えてはならない。

##### 第三章 組 合 員

第八条 本組合の組合員たる資格を有する者は左の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

一、酒類製造業並に酒類販売業を行う事業者であること。二、組合の地区内に事業場又は店舗を有すること。

第九条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会の議決によってその諾否を決する。

第十条 本組合に加入しようとする者が前条の承諾を受けたときは、遅滞なく、その引受けようとする出資口数に応じ、他の組合員の払込済出資金額と同額の払込をしなければならない。但し、他人の持分の全部又は一部を継承した場合は、この限りでない。

前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。

加入金の額は、毎年通常総会において定める。

第十二条 組合員は、あらかじめ組合に予告した上で、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

前項の予告は事業年度末から六ヶ月前までにその旨を記載した書面で行わなければならない。

第十三条 組合は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に定めるものの外、左の各号の一に該当する組合員を除名することができる。

一、本組合の事業の利用につき、不正の行為があった組合員。二、本組合の事業を妨げ、又は妨げようとする行為のあった組合員。三、犯罪その他信用を失う行為のあった組合員。

第十四条 組合員が脱退したときは、その持分の全額を払い戻すものとする。但し、除名による場合はその半額とする。

本組合の財産をもって、本組合の債務を完済するに足りないときは、脱退した組合員は、その出資口数に応じ、未払込出資金額を限度として損失額の払込みをしなければならない。

第十五条 本組合は、その行う事業について、使用料又は手数料を徴収することができる。使用料又は手数料の額は、別に定める。

第十六条 本組合は、組合員に経費を分担させることができる。経費の分担額、その徴収の時期及び方法その他必要事項は、総会の議決で定める。

第十七条 組合員は、予め組合に予告した上で、事業年度の終においてその出資口数を減少することができる。

#### 第四章 出資及び持分

第十八条 出資一口の金額は一万円とする。

第十九条 出資第一回の払込金額は一口につき五千円とする。

第二回以後の出資の払込は、払込済出資金額に対して配当すべき剰余金のうちから払込に充てる外、払込期日の少くとも二週間前までに、払込の金額、期日及び方法を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

第二十条 出資の払込を怠った組合員は、その払込むべき金額に対し、払込期日の翌日から払込完了の日まで、日歩拾銭の割合で延滞金を支払わなければならない。

第二十一条 組合員の持分は、本組合の正味財産（未払込出資金額、納税積立金及び職員退職給与引当金を除く）につき、その出資口数に応じて算定する。

#### 第五章 役員、顧問、参事及び会計主任

第二十二条 本組合に左の役員を置く。

理事 二十七日以内

監事 五人以内

理事のうち一人を理事長、一人を副理事長、二人以内を専務理事とし、理事の互選によって定める。

監事のうち一人を常任監事とし、監事の互選によって定める。

第二十五条 本組合の役員の任期は左の通とする。

理事 三年 監事 二年

第二十八条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

#### 第六章 総会、総代会及び理事会

第二十九条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。通常総会は、毎事業年度終了後二箇月以内に、臨時総会は、理事会の議決を経て招集する。

第三十一条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人によるものを除く。）の三分の二以上の同意を得たときに限り前条の規定によりあらかじめ通知した以外の事項についても議決することができる。

第三十四条 本組合に総代会を置く。

第三十五条 総代の定数は五十人以内とする。

第三十六条 総代の任期は二年とする。

第三十七条 総代は、総会において各税務署管区毎に、各管区に属する組合員の互選によって選挙する。

第七章 出張所

第四十一条 本組合は機能の昂揚及び事業の円滑なる運営を図るため必要なる場所に出張所を置くことができる。

第八章 会計

第四十四条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまで毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てるものとする。

創立にあたっては、理事長和田芳郎、副理事長百瀬経三、専務理事亀井旭彦、大塚貞磨らの陣容を以て発足し、卸売代表たる百瀬は、常に「卸業者は酒造家の番頭としての重大な役割を果たさなければならぬ」と強調していた。爾来、理事長には大塚貞磨、降旗三重治、黒沢太郎らが歴任したが、創立当時の役員陣容はつぎの如くであった。

理事長	和田芳郎
副理事長	百瀬経三
専務理事	亀井旭彦
理事	玉井四郎
	藤井伊右衛門
	三井英郎
	小松園治
	平林明光
	戸田安男
	百瀬集一
	池上正
	加藤義雄
	北原九郎
	大塚貞磨
	千野輝雄
	尾沢栄重郎
	萩原丈次
	黒沢太郎
	関口康雄
	沓掛雄三

第四十五条 本組合は、第七条第二号の事業の費用に充てるため毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

第四十六条 一事業年度における総益金から総損金及び繰越金損益金を加減したものを剰余金とし、第四十四条の規定による準備金及び第四十五条の規定による繰越金並びに納税積立金を控除して剰余金があるときは、これを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰越すものとする。

第四十七条 剰余金の配当は総会の議決を経て、主としてその事業年度における組合員の組合事業の利用分量に応じてし、あわせて年六分の範囲内において事業年度末における組合員と払込済出資金額に応じてする。

第四十八条 損失金のでん補は、第四十四条の規定による準備金を以てするものとする。

第四十九条 本組合は、事業年度末毎に職員退職給与引当金として、総給料額の十分の一以上を計上する。

	浜島 潮三	中沢 栄作	塚本 源造	降旗三重治	木下喜一郎
	高砂 高尚	福島 幸重	山田 顕五	市村 郁夫	青木 茂夫
	田中 常治				
常任監事	小口 伊蔵	富士原繁夫			
監事	中山 国平	栗林 英策	佐藤 木勇次		

創立当初、僅か三五六人で発足した組合員が、三年後には早くも千二百余人を数えて、下の全酒造家、ほとんどの卸業者、それに小売業者の大半を網羅する組織となり、その団結ぶりが全国的に注目された。組合が『長野県酒類卸協同組合公報』を毎月一回発行して、いよいよ信州清酒の発展を目論んだのもその頃である。その発刊にあたって、理事長和田芳郎が「県内の生産清酒は殆んど一手に扱って、県内消費を十分に満たし、その残余は県外一流の卸機関にお世話申上げるほか、県内生産の合成酒、焼酎、雑酒は殆んど県内で消化し、不足分は県外一流メーカーと契約して優良品を取揃え、需要家諸氏のご希望を満たしている」と挨拶した。

こんにち、日本一を誇っている信州味噌がその発展の土台を築きあげたのは、食糧公団が廃止されたとき、そのまま手放しの自由経済に突入してしまうことを警戒し、巧みな自主統制に引き継ぎ、その旗のもとに業界を一致団結、収斂し得たところにあつたといわれるが、酒の場合においても、同じことがいえるのではないか。酒造協会や酒造協同組合、さらには卸協組を固く結んで、そこへ業界の人心を持って行き、信州清酒の発展をもたらすための枢軸をつくりあげたのであつた。和田芳郎や百瀬経三らの、それをつくり上げ、そして充分な力を発揮するために指導した努力は高く評価されなければなるまい。



盛大だった卸協組創立10周年のお祝



## 農地解放で酒造りへの情熱

終戦後、長野県にも進駐軍の軍政部が設けられた、長野市の鐘紡工場に星条旗を掲げ、長野警察署に憲兵隊を置いて、末端への占領政策を浸透せしめたのである。数世紀にわたって根をおろしてきた封建制を打破し、民主化を急がなければとする占領政策が、財閥の解体となり、農地解放となり、労働組合の育成となって、矢継ぎ早やに打ち出された。思想警察が廃止され、治安維持法が撤廃され、軍人はもとより、翼賛会を中心とする自治体や、国策諸団体の指導者たちが、戦争協力者として次々に公職から追放されていった。酒造家の多くは地方的な有力者であり、したがって公職にも多くがえらばれていたから、かなりの数の人々が戦争犯罪者のレッテルをはられて、社会との門をとざさなければならなかった。

旧体制の中から育ちあがってきた金持をなくすための財産税と、地主を完全に払拭しようとする農地解放は、特に、酒造家にとって手痛たかった。不在地主の土地は全部買上げ、在村地主の保有地を八〇アールに止め、在村して自作する地主は二・六ヘクタールを限りと制約し、その他は悉く国家が買いとって、小作者に売り渡したのである。勿論、この大改革がすべて平穏に押し進められたのではなく、地主たちは団結して、小作地の取りあげを強行しようとし、小作者は農民組合を結んで小作争議を発展させた。しかし、二五年にはほぼその事業を完了して、昭和二〇年頃は全県耕地の六七％を占めていた地主の土地が、三〇年には一〇％に落ちこんだ。小作地は六八、〇〇〇ヘクタールから一六、〇〇〇ヘクタールに減り、小作農家も四九、〇〇〇戸から一一、〇〇〇戸に減じて、おおかたが自作農となった。

諏訪地方のように、その酒造家たちが、由来商人の中から発祥しているという特殊な歴史を持つものもあったが、その他の地方においては、たいていが地主階層から生い立っていた。彼らの多くは、広い土地を担保に入れて酒税のやり繰りをつけるのが常であり、明治以来の歴史的な姿でもあった。その財源が今、全く失われてしまったのである。必然的に、新らしい目で、企業としての家業を見

なおし、それで喰っていくことを考えなければならなかった。それらの基本的な民主化政策が進められる中で、酒造りそのものに対しても、急速に、もろもろの政策を打ち出された。戦争中、企業整備の犠牲になったものに対しての復活を考え、軍の命令で、大して役にも立たない蒸溜塔を設備させられた業者には補償金を与えようといひ、空襲を逃がれるための疎開酒持ち出しで損害を蒙ったものに対しては、その賠償をはかるための調査もした。主食となるべき米麦や甘藷は暫く与えないし、酒造工場における白糠も主食として供出せしめたが、その代り、主食以外の原料を使つての酒造りを奨励した。アルコールの配給をできるだけ希望にかなえてやるように努力し、蒸溜塔を持つ者には、それを利用しての焼酎造りを認め、免許可の手續も簡素化した。

絶対権力者として乗りこんできた進駐軍に対しては、どのようなにして酒を売るのか、業者にとつて頭の痛い問題の一つであつたが、三〇年一〇月一九日、主税局長の名において、占領軍への酒類は製造業者か、或は卸売機関から提供し、卸売機関から提供するものについては酒税を課せざること、価格は小売値段として容器に『進駐軍用』を標示すべきことなどが指示された。この方針にもとずいて、長野軍政部司令官からは、配給所でも料理屋でも、更に一般家庭においても、証明書を持たない米兵に対して酒を販売し、或は他の物品と交換して贈与することを一切禁止した。米兵たちが酒を欲しがつて、外国煙草や軍用食物などと交換に、頻りに酒を求めて歩くのを取締るためであつた。

連合軍長野地区司令官の酒類販売、贈与、交換に関する司令

(二一、一、二五)

- 一、酒類の醸造、販売、配給所又は料理店、飲食店、旅館その他一切の酒類取扱所及び各個人の家庭に対しても、証明書を有せざる米兵に酒類を販売、贈与（ともに飲酒をふくむ）又は交換を為さしめざること。
- 二、自動車業者（人力車をふくむ）に対しては米兵を乗車せしめ酒類販売所、提供所その他へ同行せしめざること。
- 三、酒類を携行する米兵に対しては前号に依り処理すること。但し正規の経路に依り補給する輸送に関してはこの限りにあらず。
- 四、右に違反せるときは米軍当局において処罰せらるること。
- 五、米兵にして酒類の販売、提供を強要し、販売所への同行等を強制するものあるときは直ちに警察署に、個人の責任において報告すること。

しかし、これらの指令だけによつて、末端までの取締りが行き届くものではなかつた。進駐軍の兵士たちは、無理をしても酒を欲し

がったし、反面、多少の酒は持っているけれども、食い物が殆んどなくなり、衣類も全く失われてしまった地方住民には、米兵たちの持つてくる豊かな物資が欲しかった。それだけではない。日本の役人の中にも、占領軍の威力をかさに着て、それを利用し、闇酒を手に入れようとするものが現れてきた。埼玉県下におこった次の事件がその一例であるが、これは全く氷山の一角でしかなかったため、占領軍のきびしい指令となり、県庁の責任において、徹底的に取締ることを命令されたのである。

昭和二十二年五月九日

終戦連絡中央事務局次長

大蔵次官殿

酒類入手取締に関する件

今般埼玉県下において官吏が大量の酒を入手した事案に対し、要旨左記の通り、埼玉県軍政部より同県知事を通じ、本取締りにつき中央政府の注意喚起方申入があったから可然く御取計い願いたい。

記

一、日本行政部官吏が大量の酒を入手せんとして当軍政部にその承認を求め拒否された関係書類をここに同封する

二、日本の配給品に対する占領軍の政策は下記の通りである。

占領軍の使用人は日本産業の労務者と同じ基準で追加配給を受ける、この政策の遂行の責任者である県庁がこの点につき責任を執行せぬ場合は関係指揮官が地方軍政部が適切な措置をとるよう注意を喚起する。しかし如何なる場合においても本政策を出しぬくために軍事書類、軍事機関又はその他の手段を使用することは許されない。本政策は日本政府の全国的食糧配給計画の立案実施を助けるために意図したものである。

三、上述の通り占領軍が占領軍労務者の幸福のためにも日本の配給計画に容かいしない以上、他の如何なるグループのためにも配給計画を出

しぬくような如何なる企図にも関与すべきものではない事は明らかである。

四、本件につき正当な処置をとるよう中央政府当局の注意を喚起せられたい。

本信送付先 各省次官 各庁長官

別紙

事件の概要

一、この事件発生の二三日前埼玉県北埼玉郡鷲宮町酒類製造者小林権蔵方(極東軍事裁判所関係)酒類の特配を要求したところ、軍政部の証明又は許可がなければ出荷出来ないと拒絶された。

二、昭和二十二年四月十六日午後三時三十分頃前記の二世等が小林方に再び来て、進駐軍軍事裁判所の労務者に配給するのだから、四斗入二十樽清酒を貰いたいと英文の証明書のようなもの四枚、和文の註文書二枚をさし出し、今日軍政部によって来たが許可が貰えなかったから、税務署へよって交渉しようと思ったけれども間税課長がお宅へ来たと言うので直ぐ来たとして酒類の引渡を強要中同日午後五時二十分頃MPに検挙された。

## 公価の鰻上りで差益金を徴収

戦争中の酒造りは、確かに他の平和産業がすべてそうであったように、随分つらい思いをした。相次ぐ原料米の減石で殆んど身動きのできないような場面もあったし、企業整備で父祖伝来の家業を投げ出さなければならぬものもあった。しかし、いよいよ酒が絶えてみると、今さらに酒の必要性が認識され、それ無くしては戦力の増強もできない程に考えられて、戦争の終り間近には「戦う酒」といったような形容まで用いられ、軍用のアルコールさえ酒蔵へ運び込むようになった。もはや、あだかも平和産業ではないかのように見えた。

勿論、生産の絶対量がすくなかったし、相次ぐ増税に追われながら、公定価格を抑えられているという、やり繰りの苦しさはあったにちがいないが、しかしこの人たちは、ともかくも統制の庇護の下に、酒という強い物を持っていた。国民のおおかたが、全く何物をも持っていない中で、しかも、極めて「魅力に富んだ物」を持っていたのである。終戦後間もない二年八月、三年ぶりに全国の聯合会長が集まったとき、酒造組合中央会長伊藤保平が次のような挨拶をした。

△酒への感謝について▽ 酒造業者は、今では「物を持つ側」に見られている。しかも「魅力に富んだ物」を持つ者として羨望的にされ、酒に対する社会の眼は一層鋭く注がれて、幾分嫉視的にならんともしている。この際酒造に關係し、酒の生産販売を受持つ者は、いつでも酒を持っているという關係からして、恵まれた境涯にいる者とされている。だとすれば、酒への奉仕と感謝の念を忘れることは出来ない。戦争中には企業整備の不備、減石の受難、利潤寡薄の苦情もあったが、それも戦後の大幅な公価値上げで大體解消する筈である。

終戦と同時に押し寄せたインフレのために、俸給生活者は蒼ざめて飢餓におちいり、戦線や軍需工場から引揚げてきた「きのうの勇士」たちが、働く職場もなく、町や村にさまよっていたのに拘らず、すべての物価が、益々天井知らずに跳ねあがっていった。たとえ酒の公価に例を見ても、二三年には、一年間に五たびもそれが引上げられ、年初には一升当り七円五銭の生産者価格一級酒が、年末には既に三倍になった。酒税の如きは、戦前の二千倍にのぼったのである。

こうなると、どのような商品に限らず、手持ちの多かった業者の儲けは莫大であった。戦争中、一貫目五五円におさえられ、輸出ができないままに貯えられていた信州の薬用人参が、終戦直後の公価引上げで一躍八五〇円になったという例もある。薬用人参の場合といい、酒の場合といい、それだけの莫大な収益をそのまま業者だけに与えるわけにはいかなかった。そこで、差益金を国庫に取上げる政策を打ち出し、二一年度からは公価改訂のたびに一定率の差益金を徴収して、すべての物価の安定に資したのであった。

昭和二十一年八月二十六日

長野県酒造組合聯合会会長井出今朝平

各酒造組合理事長殿

三月三日手持酒類の価格差益処理について

酒類製造者が本年三月三日公定価格改訂時に手持ちして居た清酒（古酒のみ）合成清酒、焼酎及び味淋に対する値上り差益金の処理については、大日本酒類販売株式会社が蔵大臣の指示に依って当該酒類の買取機関となり、物価統制令第十九条及価格差益処理規則に基いて処理することとなりました。

就ては今回会社よりこれが実施に当っての協力を申越して来た趣を以て、中央会より通牒がありましたから左記事項参照の上関係組合員に然るべく御指導下さい。

記

一、本年三月三日物価統制令の実施に依って、主務大臣は、公定価格が改訂された場合その差益の全部又は一部を国庫に納付させることが出

来ることとなったこと。

一、清酒（古酒のみ）合成清酒、焼酎及び味淋の本年三月三日公定価格改訂に依る値上り差額は、その三分の一を国庫に納付（他の三分の一は価格平衡資金として大日本酒類販売株式会社で別途積立て、残り三分の一が製造者の販売価格に加算され業者の収入に帰することとなる）することとなったが、これが実際上の取扱手続は左の通りである。

(イ) 酒類製造者は、本年三月三日現在に手持ちして居た当該酒類の現在高（蔵内割水量を含む）及び当該酒類の三月三日以後の売上高を各月別に依って所轄税務署長の証明を受け、所定の期限迄に各都道府県酒類販売株式会社に提出しなければならない。

(註) 地方会社は右申告に依って各都道府県毎の合計石数を日酒販に報告し、日酒販は全国分を取纏めこれを大蔵省に報告することとなっている。

(ロ) 酒類製造者対大日本酒類販売株式会社との代金の決済は、同会社

が製造者に代金を支払う際、差益の三分の二に相当する金額を差引いた単価で支払うこととなる。但し本年三月より七月迄の分で代金の支払いが完了している分については、その後の支払代金から差引き支払われることとなる。

(註) 値上り差益は樽詰、壺詰、中味売の区分に依って相違するが、本件処理に当っては取扱いの敏速を期するため右の区分に依らず総べて中味売の差額に依って処理されることとなる。

昭和二十二年中の清酒生産者価格一覽表 (一升当り)

区 分	一 級 (壺詰)	二 級 (壺詰)	一 級 (中味売)	二 級 (中味売)	備 考
自昭和三、一、一日 至 三、三、三	内訳(公価) 七、〇五 税(公価) 二、七五(県引)	公価 六、〇〇 税 一、九〇(県引)	公価 六、〇〇 税 三、三〇	公価 五、五〇 税 一、九〇	
自 三、三、三 同 三、三、三	内訳(公価) 八、三五 税(公価) 二、七五(県引)	公価 七、〇五 税 一、九〇(県引)	公価 七、〇五 税 三、三〇	公価 六、〇五 税 一、九〇	
自 三、四、一 同 三、八、一	内訳(公価) 一四、七二 税(公価) 八、三三(県引)	公価 一三、六二 税 四、〇〇(県引)	公価 一三、五二 税 八、三三	公価 一三、六二 税 四、〇〇	
自 三、八、七 同 二、三、〇	内訳(公価) 三、三〇 税(公価) 〇、九〇	公価 二、八〇 税 〇、〇〇	公価 一、八〇 税 〇、六〇	公価 一、五八 税 〇、〇〇	
自 三、三、一 同 三、三、一	内訳(公価) 二、四〇 税(公価) 〇、〇〇	公価 二、二〇 税 一、五〇	公価 一、八五 税 一、六〇	公価 一、六二 税 一、三〇	

右の内価格差益徴収規則により四月一日以後の値上り分の三分の二は国庫納付金です

## 酒造協会の誕生、復興への兆

戦争が終ると、二二年には戦時的統制組合の在り方が否定され、大急ぎで民主的な組合規約に変革していくことが要請された。今までの規程に織り込まれていた「国策に協力する」を「組合員共同の利益を促進する」に改め、「組合員の酒類製造に関する統制については、統制規則の定むるところに依る」を「組合員の酒類製造に関する指導」に訂正したりした。酒造組合中央会長に独裁的な命令権を与えるために結ばれていた統制規程を否定し、軍国的統制規程が葬り去られたが、間もなく、酒造組合そのものにも解体が命ぜられた。

その時、中央では、民主的な発意においての社団法人日本酒造協会を創立し、それにつながる府県においても、聯合会を解体して、自主的な任意団体としての府県酒造協会を結び、地区単位の酒造協会をそれぞれに結成した。統制的な意図は許されないとしても、おたがいに連携し合って、親睦を図り、業界の復興を期そうと考えたのである。もはや、強制的に全業者を加入せしめるようなことは許されなかったが、業者たちは総べて自らの発想において、協会のメンバーに加った。長野酒造協会は、つぎの規約と役員を決定して、二三年五月三日に発足した。

△長野酒造協会役員▽ 会長和田芳郎（北信酒造協会展長） 副会長亀井旭彦、同宮坂泰明、評議員荻原丈次、黒沢太郎（佐久酒造協会展長）  
村尾留吉（上田同上） 山田莊左衛門（中野同上） 福島幸重（北安同上） 降旗三重治（中信同上） 中沢栄作（木曾同上） 土橋四郎（諏訪同上）  
戸田安男（伊那同上） 加藤義雄（飯田同上） 監事市村郁夫、薄井計雄

長野酒造協会規約

第一章 総 則

第一条 本会は酒類製造業者の親睦を図り会員の福利を増進し信用を保持することを目的とする

第二条 本会は長野酒造協会という

第三条 本会の事務所は之を長野市に置く

第二章 会 員

第四条 本会は長野県内に於ける酒類製造業者の団体を以て之を組織する

第五条 本会に加入しようとするときは書面を以って其の旨を申込むものとする。

第六条 会員は左の事由に因って脱退する。

一、会員である資格を失ったとき

二、解散したとき

三、除名されたとき

第七条 会員は前条の規定に依る外三月前に予告して事業年度の終に於て脱退することが出来る

第八条 会員左の各号の一に該当するときは総会の決議に依って之を除名することが出来る

一、正当に割当てられた経費其の他本会に支払はなければならない金銭の支払を怠って催告を受けた後二月以内に其の義務を履行しないとき

二、本会の施設を不正に利用したとき

三、本会の事業を妨げ又は妨げようとする行為があったとき前項の決議は総会の議決権の三分の二以上で之を決める

第九条 会員は本会を脱退しても脱退時の本会財産の分配を受ける権利はない

第十条 会員は本規約の定めたるところに従って経費を分担する義務がある

第三章 事業

第十一条 本会は第一条の目的を達する為に左の事業を行う

一、酒類製造業に関する統計の作成

二、酒類製造業に関する技術の研究並びに能率の向上

三、酒類製造業に関する調査及び研究

四、酒類製造業に関し政府に意見を上申すること

五、酒類製造業に関する功労者の表彰

第十二条 本会の事業の執行に関して必要な事項は理事会で別に之を定める

第四章 役員

第十三条 本会に左の役員を置く

理 事 十三人以内

監 事 二人以内

理事会は互選に依って常任理事三名を選任する

第十四条 理事会は本会を代表して事業の運営を行う

常任理事はあらかじめ理事会で定めた順位により理事会を代表して事業を執行する

監事は本会の業務及び財産の状況を監査する

第十五条 理事及び監事は会員の事業を執行する役員の中より総会に於て之を選任する但し特別の事由があるときは会員でない者の中から之

を選任することが出来る



第十六条 役員任期は左の通にする但し補欠の為選任された者の任期は其の前任者の残任期間とする

理事 二年

監事 二年

理事及監事は任期中でも総会の決議で之を解任することが出来る

第十七条 本会に相談役を置く

相談役は本会の事業又は酒類製造業に関し特に功勞のあつた者の中から総会で之を推薦する

相談役は理事会の諮問に対して答申し又は会議に列席し意見を陳述することが出来る

#### 第五章 代議員

第十八条 本会に代議員若干人を置く

第十九条 代議員は会員の推薦した者を以て之に充てる代議員は総会に出席して議決権を行う

第二十条 代議員の任期は二年とする但し補欠のため選任された者の任期はその前任者の残任期間とする

#### 第六章 職員

第二十一条 本会に左の職員を置き其の任免は理事会が之を行う

主事 若干人

技師 若干人

書記 若干人

主事は常任理事の命を受けて事務を掌る

技師は常任理事の命を受けて技術を掌る

書記は上司の指揮を受けて庶務に従事する

#### 第七章 会議

第二十二条 総会は会員並に代議員で之を組織する

第二十三条 総会は之を通常総会及臨時総会とする

通常総会は毎年一回九月之を開催し臨時総会は理事会が必要があると認めるとき又は会員五分の一以上の要求があるときに之を開催する

総会は理事会が之を招集しあらかじめ理事会で定めた順位により常任理事が議長となる

総会を招集するには会員並に代議員に対し少くとも一週間前に会議の目的である事項並に日時及場所を示し招集の通知を発しなければならない但し緊急の必要がある場合は此の限りでない

第二十四条 左に掲げる事項は総会の決議を経なければならない

一、規約の変更

二、会員の除名

三、収支予算

四、第三十一条及び第三十二条の規定に依る経費の分担及び其の徴収方法

第二十五条 会員並に代議員は総会に於て各一個の議決権を有する  
会員並に代議員は他の会員若しくは代議員に委任して其の議決権を行うことが出来る但し二個以上の代理投票をすることは出来ない

第二十六条 総会は会員並に代議員の三分の一以上が出席しなければ決議をすることが出来ない

第二十七条 総会の決議はこの規約に別段の定めがある場合を除き出席した会員並に代議員の議決権の過半数で之を決める可否が同数であるときは議長を決める所に依るものとする但し規約を変更するには出席した会員の三分の二以上の同意がなければならない

第二十八条 常任理事は予め監事の監査を経た事業報告書及び決算報告

書の承認を求むる為之を総会に提出しなければならない

第二十九条 総会の議事については議事録を作成して議事の経過の要領及び其の結果を記載して常任理事及び出席した議員が二名以上之に署名するものとする

#### 第八章 会計

第三十条 本会の事業年度は毎年十月一日に始まり翌年九月三十日に終る

第三十一条 本会の経費の分担金及び寄附金による

第三十二条 前条の規定に依る分担金の徴収に関しては総会において之を定める

#### 第九章 解散及び清算

第三十三条 本会は総会の決議に因って解散することができる

第三十四条 清算の結果残余財産があるときは清算人は本会の目的に類する目的の為に其の財産を処分することができる

中央と、府県と、単位地域にそれぞれ酒造協会が出来そろった頃、七月には酒造組合法が廃止され、代って事業者団体法が公布されて、酒造協会にもそれが適用された。明治三八年以来の酒造組合法が全くその幕を閉じたのであり、こんにちの酒造協会が発足したのであった。創立直後の県協予算は九九万一千余である。

酒造協会が発足した頃から、世相が少しずつ安定に向い、業界にも復興の兆が見え始めた。進駐軍司令部の努力で救援食糧が次第に運びこまれて飢餓線上を脱出することができ、酒米もおいおい増配されてきたからである。長い間の抑圧気分がぬぐい去られ、ようやく取戻された明るさの中に立って、酒造関係の団体職員たちが一体となって「硯水会」を結び、各協会の主事会議をおこして、「集って大いに飲み、大いに業界の復興を進めようではないか」と申合せたのもその頃である。野球大会を始める地方も現れてきた。

二二年には、どん底に落ちこんだ酒米の配給が、二三年からは上昇線を辿り始めた。農家の供出を促すために酒の特配をしたり、殊に、割当てられた酒造原料米を供出して呉れた農家に対しては、それを受け入れた酒造家が、製酒一石の所要量につき合成酒なら五

#### 第十章 表彰

第三十五条 本会の事業又は酒類製造業に関して特に功勞顯著な者があるときは理事会は総会に諮って之を表彰する

#### 第十一章 雑則

第三十六条 理事会は事業執行上の必要に応じて本会に顧問又は嘱託を置くことができる

第三十七条 役員・顧問・嘱託の報酬・諸手当・旅費及び日当の額並にその支給方法は理事会が之を定める

職員・諸給与・旅費及び日当の額並にその支給方法は常任理事が之を定める

第三十八条 本会の趣旨を賛助し寄附の申込みがあったときは之を受けることが出来る

清酒用原料米買入状況 (単位俵、県酒造組合調べ)

年度	酒造好適米			一般米			合計		
	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	合計
21	0	0	0	45,240	0	45,240	0	0	45,240
22	0	0	0	23,347	0	23,347	0	0	23,347
23	0	0	0	30,247	0	30,247	0	0	30,247
24	0	0	0	31,450	3,750	35,200	31,450	3,750	35,200
25	0	2,155	2,155	39,342	0	39,342	39,342	2,155	41,497
26	0	7,066	44,246	0	0	44,245	44,246	7,066	51,312
27	8,957	9,008	17,965	44,219	3,046	47,265	53,176	12,054	65,230
28	11,407	15,912	27,319	1,091	22,881	23,972	12,498	38,793	51,291
29	23,948	14,090	38,038	25,525	0	25,525	49,473	14,090	63,563

のならば、誰れでもが開業できることになった。思えば一〇年前の一三年四月一日、免許制度に依る登録がおこなわれたとき、税務署の一方的な通告のまま、涙を吞んでその家業を捨てていかなければならなかった小売業者たちも、今は、ふたたび看板を揚げることできたのである。しかし、既存の業者にとって、この自由化は、必ずしも喜んでばかりおられる問題ではなかった。その日の憂慮について、中央会の『酒造通信』は次のように訴えた。

組合名	清酒生産石数 (単位石、県酒造組合調べ)					
	21年	22	23	24	25	26
久田	4,542	2,678	3,499	4,212	5,284	7,307
上田	1,945	1,173	1,511	1,820	2,192	3,026
北野	2,804	1,589	2,032	2,677	3,217	4,288
中須	2,259	1,299	1,042	1,175	1,497	2,109
坂安	0	0	682	779	920	1,347
信曾	1,340	762	1,009	1,221	1,521	1,941
中木	3,493	2,050	2,714	3,185	3,991	5,725
諏訪	686	401	518	624	773	976
伊那	3,590	2,020	2,632	3,383	4,182	5,604
飯田	1,990	1,143	1,502	1,741	2,315	3,172
計	3,125	1,790	2,367	2,672	3,295	4,233
	25,774	14,905	19,508	23,489	39,188	39,732

〔註〕 斗以下略、23年まで須坂は中野に含む。

か、二六年には四万石を数えるに至った。勿論、戦前昭和一五年の生産量七万石にはまだ遙かに遠いし、まして昭和一一、二年頃の最盛期一一万余石であったのにくらべれば、三分の一に過ぎないものではあるが、ともかくも、酒造協会発足の頃から、復興への明るさが射し始めたのであった。

戦争の末期以来、こなくなっていた県外の好適米も二五年頃からは入り始めて、おいにその量がふえていった。二二年には、総生産量僅か一万五千石という奈落へ沈みこんだ本県清酒が翌年からは上向き始

升、焼酎や味淋なら四升ずつの割合で還元特配をするというような、政府の施策が喜ばれて、酒造米の供出も促された。このほかに、県下の業者は、糯米を斡旋してくれた農業会に対しては、一俵当たり五合ずつの清酒を無料で進呈するという方法なども手伝って、その効果が次第に見えてきたのであった。

△販売自由化について▽ 酒類配給公団の存廃問題は紆余曲折を経て、ついに七月一日を以て廃止せられるに至ったが、「長年月にわたる強力な配給統制を一举に撤廃して、これを野放しにすることは、業界を混乱に陥らしめ、その健全な発展を阻害するばかりでなく、巨額にのぼる酒税の保全上にも甚大な支障を来たす惧れを生ずるに至った。

即ち、酒類特に清酒の生産量は、その需要に比し極めて僅少であるため、販売を自由に放任するときには、酒類は地域的に偏在して密造酒横行の因となり、一方酒価は、戦前の二、〇〇〇倍にも達する酒税の増徴によって極度の暴騰を来たし、更に廉価な密造酒の圧迫に加え、一般購売力の減退等悪条件の累加に依て、酒類の売行きはすこぶる不振となり、いよいよ激甚なる販売競争を展開する気運となった。正に、業界重大のときといえよう。

### 若葉会を結成、二世ら起ち上る

昭和二五年、県下酒造家の二世ら五〇余人が、一丸となって『若葉会』を創立した。彼らの多くは、まだ戦線から引揚げて間もない頃であったが、農地解放、財産税の取立て、労働問題の惹起、いずれを向いても多難を極める業界の只中に立たされて、もはや、酒屋の若旦那然ではすまされないことを知り、若い世代の感覚を以てして、既に遠くなった明治の父祖を助けなければならぬことを自覚したのである。戦前、おいおい銘醸地としての地位を築き始めていた信州清酒を再建し、大きな発展へ導いていくために、若い情熱を結集して起ち上ったのであった。

#### 若葉会会則

第一条 本会は若葉会と称す。

#### 第一章 総則

第二条 本会は事務所を会長所屬の酒造協会内におく。

第三条 本会は会員相互の緊密なる結合に依り酒類製造並に販売事業の改善発達に資するため必要な研究調査を行い、以て長野県酒造業界の発展に寄与せんことを目的とする。

第二章 事業

第四条 本会はその目的を達成するため左の事業を行う

- 一、酒造に関する講習会、研究会の開催。
- 一、会員の県内外酒造視察見学等。
- 一、会員の福利厚生に関する事項。
- 一、その他本会の目的達成に関する事項。

第三章 組織

第五条 本会の会員は県内酒類製造業にたずさわる年令満二〇才以上の有志青壮年を以て組織する。

第六条 本会に左の役員をおく。

- 一、会長 一名 一、副会長 二名

第七条 会長及び副会長は会員中より会員の互選によって推せんする。

第八条 必要に応じて適當役員を設けることを得る。

○

若葉会創立当時の会員

中込 土屋 哲夫	野 沢 伴 野 剛 史	海 瀬 村 相 馬 栄 一	臼 田 井 出 寛 次 郎	小 諸 大 塚 清 人
本 牧 武 重 英 二	中 佐 都 荻 原 直 方	岩 村 田 原 昇	戸 倉 村 尾 道 孝	松 代 宮 坂 康 昌
上 田 岡 崎 昌 夫	塩 尻 杏 掛 信 敏	長 野 杏 掛 久 蔵	水 内 塩 入 治 右 三 門	神 郷 柄 沢 真 平
綿 内 原 田 寛	須 坂 市 川 治 夫	須 坂 遠 藤 新 三 郎	豊 井 小 林 茂 弥	平 野 山 田 顯 五
島 立 亀 井 正	里 山 辺 小 岩 井 茂 門	島 内 笹 井 徳 三	山 形 武 井 保 治	倭 降 旗 敏 夫
大 町 薄 井 修 助	大 町 福 島 忠 夫	北 城 横 沢 豊 勇	木 祖 湯 川 須 磨 夫	檜 川 平 野 喬 平

第九条 役員任期は二年とする。

第十条 会長は本会を代表して会務を握掌し、副会長は会長を補佐し会長事故ある時は代行する。

第十一条 本会に顧問をおく。顧問は学識経験ある方のうちより会員の総意により会長が推せんする。

第十二条 本会は毎年一回定期総会を開催する。なお必要に応じ臨時総会を召集して事業の立案遂行を協議する。

第十三条 本会に会計一名をおく。

第十四条 本会には会費及び寄付金を以て維持する。

第十五条 会計年度は毎年十月より翌年九月を以て終る。

第十六条 会の決算は翌年度最初の総集會に報告承認を求めらる。

第四章 補則

第十七条 会員が著しく本会の名誉を毀損したときは会員の過半数の決議により除名すること。

第十八条 会則の変更は総会出席会員の過半数の承認を以てする。

玉川上田晴一	岡谷林新一郎	岡谷高橋明	ちの宮坂広光	諏訪宮坂和夫
諏訪土橋弘利	川岸宮下武志	諏訪宮坂享	諏訪小松園治	小野小野淳好
赤穂宮沢泰夫	高遠黒河内太郎	南向米沢清志	中箕輪山岸一夫	伊那宮島広二郎
飯田吉川鉄夫	飯田原多賀司	飯田宮島桂治	飯田上柳靖治	飯田関島昭
松尾野原三郎	松尾松尾力三	会地竹村庄平		

かくて、会長山田顕五、副会長宮坂享、井出寛次郎、顧問井出一太郎、木瀬与六らの陣容を以て発足したのであるが、二八年には機関誌『若葉会報』を発刊して、会員たちの勉強の場をつくり、その中で、当時の会長宮坂享は「小なる吾らが強く生きる道は団結以外にはない。但し弱いものがいくら集まったところで強くはならない。吾らはあらゆる面で深い実力の所有者とならなければならない。そして、その実力者が仲よくしなければならぬこと、それが吾らの生きる道である」と強調した。会員の団結をはかるために会歌もつくり、機会あるごとに各地を視察し、講演会や研究会を催した。

若葉会会歌

作詞 佐藤春夫  
作曲 山本直忠

緑は深く繁るらん

3 わが友らみな世の常の  
杜氏ならねば醸さんは

1 群山むらやまきそひ水長き

高山の氣を醸かみ出で

美酒のみならず富文化

信濃の国に酒醸かす

天の美祿となるものを

身の教養たじなみと世の平和むつみ

若人集ふ若葉会

君来り汲み味へや

彼らは初め、まず醸造技術を振興し、いい酒を造ることに焦点をおいて出発したが、三〇年に発行された『若葉会報』第三号の一例を見ても、いかに彼らが、そのための情熱を傾けていたかを知り得る。今井謹也「昭和三十酒造年度に望む」塩入治右衛門「破精込みと仲仕事の活用に就て」宮島宏一郎「バックカス縦横論」亀井直「軽油バーナー」黒河内太郎「全国酒造青壮年研究会報告」伴野陽二「箱根レクリエーション」杏掛信敏「上田酒造組合人物伝」福島忠雄「安曇野を訪ねて」武重徳衛「佐藤春夫氏に依頼して若葉会歌が出来るまで」などの研究発表や、団結促進のための多彩な主張が一五〇頁の大冊子となって飾られている。

信州からおこったこの二世らの蹶起活動は、急速に全国に反響し、三〇年には上諏訪における関信越青年酒造団体主催の夏期大学となり、前後して、有馬温泉における全国酒造青壮年研究大会となった。席上、本県代表山田頭五、宮坂享、黒河内太郎らは大いに全国的な青壮年酒造家の大同団結を強調し、「卸売業者、合成酒業者を切り放した純正清酒業者の中央会たらしめ、さらに清酒職域代表を参議院議員に送らなければならない」ことなどを主張（宮坂享）した。やがて、それが全国清酒協議会へと発展していったのである。上諏訪温泉に最初の青年酒造家大学がひらかれたとき、松田関信越局長は次のような激励をおくって、彼らの起ち上りを注目した。

△松田局長の激励▽ 本日は管内は勿論、遠く四国の高知、近畿、東北の各県からも出席し、ほとんど全国大会の感がある。皆様  
の御両親や先輩は比較的ワンマンではあったが、本日のかかる有意義な催しをきいて、安心して若い皆さんに営業の全権を委される  
ことと思う。酒造家は昔から保守的であり、堅実味のあるのは酒屋と医者と旅館だとよくいわれたが、こんにち、幾何代と続いて事  
業を継続しているのは酒屋が一番多い。これは堅実性があったからだといいことをよく認識願いたい。これは、確かに祖先の経験に  
よる功績である。しかしながら、大戦後の時代の変化は充分に考慮されなければならないのであって、皆さんには時代の推進を真剣  
に検討して頂きたい。

若葉会は、初め専ら醸造技術の改善に焦点を合せて活動したが、業界の推移とともに次第にその在り方が変わっていかねばならな  
かった。三〇年代に入って、信州清酒がおいおい日本一を誇り得るようになり、全国的にも酒の出廻りが豊富になると、きびしい販売  
合戦時代がやってきたからである。労働問題も真剣な日程になり、経営問題の根幹にもふれて行かなければならなかった。

四一年末の『若葉会報』の編集後記で、会長武重徳衛が「酒造業界も、造れば売れる時代から、販売の時代、中小企業近代化促進法  
の指定第一号等、実に大きな変革期に突入してしまった。この流れの中で若葉会も性格的に変わってきた。単なる二世の親睦を図り、技  
術の向上をめざし、業界の次の代を背負う人達の会から、現実第一線に立って活躍している青年の研究し、討論する場としての会と  
いうように、性格が変わってきた」と強調していた。黒河内太郎らが「長野県卸売協組が、単なるトンネル会社になってはいけない。オ  
ヒシアリズムにおちいることを厳に自戒し、セールスに徹しなければならぬ」とことを警告したものもその頃である。

## 若葉会歴代正副会長並に会計監事

会 長	副 会 長	会 計 監 事
初代 山田 顕五	宮坂 亨	井出寛次郎
二代 宮坂 亨	塩入治右衛門	龜井 正
三代 黒河内太郎	龜井 正	杏掛 信敏
		宮島宏一郎
会 長	副 会 長	会 計 監 事
四代 山崎 晃男	福島 忠雄	武重 徳衛
五代 武重 徳衛	小野 友衛	尾沢 定俊
六代 小野 友衛	高津 正督	工藤 仁助
		高橋 光

## 県醸友会の創立、技術革新へ

戦時中から終戦直後にかけての長い空白で、杜氏や蔵人たちの技術がすっかり後退していた。米を使うことが出来ず、芋類や雑原料ばかりを相手にし、飲めさえすればなんでもいいような酒ばかりを造らされていたのだから、無理もない話である。吟醸などは思いもよらなかつたし、折角の優れた技術を持っている蔵人たちが、つぎつぎと戦線につれて行かれ、或は徴用されて、港の荷上げ人夫がわりに使われていたのである。それが、にわかには帰ってきて、すぐさま役に立つわけにはいかなかった。

しかも、戦後はアルコール添の強化や、三倍増醸法などの新式酒造法が現われ、今までの杜氏衆には縁もゆかりもなかつた米入合成酒や、無臭焼酎の工夫も日程にのぼっていた。それらを一步誤れば、酒蔵がお手あげになるのであり、研究に立ちおくれれば、信州清酒の前途が閉ざされてしまうのである。県醸造試験場の木瀬与六場長や今井謙也らのスタッフも懸命だったし、県下百有余の酒造場を扱う杜氏、蔵人も一致して、技術回復のために立ちあがらなければならなかつた。

いや、それにも増して、経営者たちが激しい情熱を燃やしていた。占領政策で農地を解放させられた地主酒屋は、もはや父祖伝来の家業を盛り立て、それを企業化し、発展させて、蔵の経営をより高度に再建していくしかなかつたのである。片手間の道楽経営はもはや許されない。そのためには、大急ぎで、優れた杜氏を探し求め、蔵に働いている従業員たちを教育していかなければならなかつた。



そうした時勢の要求にこたえるべく、昭和二五年には、全県一丸となつての長野県醸友会が結成された。

当時、八ツ岳山麓一帯を出身地とする二三〇名が諏訪醸友会を結んで、地元の郡内や山梨、静岡方面に出動しており、小谷地方の二五〇人は小谷醸友会を結んで、県下では第一の力を持ち、静岡、岐阜、福井方面にも出かけていた。その地方の村々では、酒造従業員たちが村の財政に及ぼす影響の大きいことを思い、その地で杜氏講習会がひらかれるときには、数万円の村費補助金さえ出したほどである。もう一つ、奥信濃の千曲川を挟んで、飯山醸友会も結成されていた。しかし、それぞれの醸友会は三者三様に分立して、その間に何んらの連繋もなく、勝手気儘に動いていた。県醸造試験場では、まず、そのような分立から改めてかからなければとし、打って一丸となつての、全県醸友会を成立せしめたのである。

#### 長野県醸友会会則

##### 第一章 総則

第一条 本会は長野県醸友会と称し事務所を長野県醸造試験場内におく

第二条 本会は会員相互の親睦をはかり以つて醸造技術の向上発達に資する事を目的とする

##### 第二章 事業

第三条 本会は前条の目的を果すため左の事業を行う

一、酒造講習会の開催 一、酎酒会並に研究会の開催

一、優良醸造場の視察 一、技術及操行上の表彰及賞罰

一、其の他本会の目的達成に必要な事項

##### 第三章 組織

第四条 本会は酒類醸造業に従事する県内出身者によつて組織する

第五条 本会に左の役員をおく

一、会長 一名 一、副会長 三名

一、幹事 四名 一、評議員 十二名

一、顧問 若干名

会長は役員会において選任する。その方法はその都度会議にはかり無記名投票により選挙又は指名推薦により行う

副会長及び幹事は一名宛評議員は四名宛各醸友会より選出する

顧問は役員会の同意を得て会長が推せんする

第六条 会長は本会を代表し会務を執行する副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する

幹事は庶務会計を担任する

第七条 本会役員任期は二ヶ年とし重任を妨げない、補欠により選任

された役員任期は前任者の残任期間とする

但し顧問はその職務の在任期間とする

##### 第四章 会議

第八条 本会の会議は次の通り区分する

一、総会 毎年一回定例総会を開く、但し必要あるときは臨時総会を開く事ができる。総会は役員をもつて組織し予算の決定、決算の承認、会長の選出、事業計画の決定その他必要な事項を議決する

二、役員会 必要の都度会長が招集する

役員会に於ては、総会以外の事業執行に必要な事項を議決する

第九条 会議は過半数の役員出席がなければ開く事ができない。但し再度招集してもなお過半数に達しない場合はこの限りでない

会議は委任状を以て出席とみなす  
会議の議長は会長とする。但し特別の事情ある場合は会議において選出する

第十条 会議は多数決により決定する。但し可否同数のときは議長が決定する

## 第五章 会 計

第十一条 会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る  
第十二条 本会の経費は会員の醸出金及寄附金事業収入を以って充てる  
醸出金の額は毎年役員会において決定する

## 第六章 雑 則

第十三条 本会の加入脱退は会長に申出て承認を得るものとする

第十四条 本会に対して多大の功績を残した者に対しては総会の議決により表彰することができる

第十五条 この会則は役員会の議決を経て変更することができる

## 附 則

この会則は昭和 年 月 日から施行する

かくて、長野県醸友会は会長松沢次二(小谷)副会長有賀庄平(諏訪)高野恒治(飯山)日堂宗直(小谷)評議員松野俊雄、小湊繁司、村作寿、小林清次(以上飯山)伊藤正重、小池春文、細川千文、有賀文蔵(以上諏訪)関嘉忠治、関角吉、松沢喜栄、小林吉尾(以上小谷)幹事近藤重策(飯山)植松吉太郎(諏訪)花岡嘉金治(小谷)などの陣容をととのえて発足し、早速、きびしい技術講習に入ったのであるが、従来の講習会は杜氏頭組、役人組、一般組の三段階にわけて行っていたのに対し、このときからは研究部を創設して、より高度な技術を導き出すことに努力を払った。

一方、各酒造協会単位に結ばれていた杜氏会も、懸命に立ちあがった。当時、県下の酒造場には一〇八人の杜氏が働いており、彼らは、全県的な組織は結成しなかったけれども、常に緊密な連繫を保ちながら研究につとめ、殊に、戦後大きく登場してきた酒造従業員への待遇改善については、年々酒造協会首脳部との団体交渉に当たった。会社や工場や、或は官公署における組合活動が活発化するのしたがって、比較的封建的な要素の強く残っていた酒蔵にも、時勢の波が押し寄せたのである。

爾来、県醸友会長には植松吉太郎、高野恒治、窪田千里らが歴任してこんにちに至っているが、信州清酒発展のかけに、こうした多くの蔵人たちのいたことを忘れ去るわけにはいくまい。

昭和30年前後の杜氏分布表

協会名	製造場数	諏訪醸友会	小谷同	飯山同	新 潟
佐久	12	—	1	—	11
上野	12	—	2	1	9
長野	13	—	—	4	9
中野	12	—	—	12	—
須坂	8	—	—	8	—
大町	7	—	7	—	—
松本	16	1	10	—	5
木曾	6	—	6	—	—
諏訪	10	10	—	—	—
伊那	9	5	1	—	3
飯田	3	—	—	—	3
計	108	16	27	25	40

23年頃の従業員への待遇

役 名	1日最高	同最低	給与酒	同	粕
杜 氏	80円00	70円00	5升	2	2
頭 人	70.00	55.00		2	2
働 人	60.00	40.00		1	1

〔註〕 杜氏は一定せず、17才以下は35円、勤労所得税は本人負担。現物給与は帰りのみやげである。

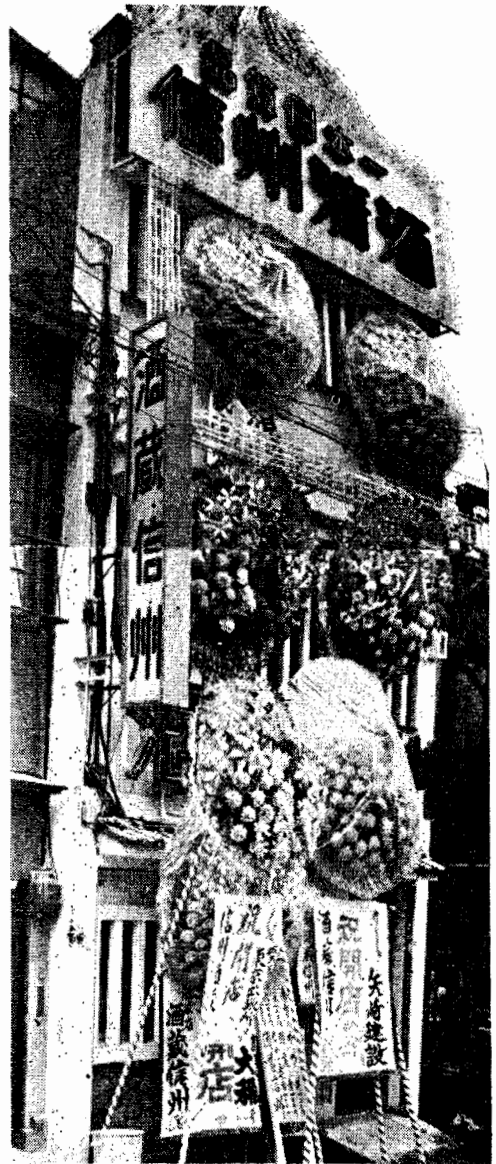
産はつぶしても、主人の蔵は守りぬかなければならないという宿命のようなものがある。だから、信州の酒がよくなったということは、とりもなおさず、主人と従業員の一体化が互いに認識された結果といえる。

△小谷醸友会『酒造おたり』から▽ 当地方は昔から伝統的にこの職が多く、先輩の力によって今や小谷醸友会の名声世上に発展し、各地において優秀の美を得たのは実に喜ばしい。昔は「シツパサミ」をしてビショビショやっけて、ビショとか酒六、百日、酒屋モン、倉男など呼ばれ、およそ世間の人とは縁の遠い者のように思われていたそうだが、文化の発展とともに頭の切替えもでき、そのような差別待遇のなくなったことは喜ばしい事実であって、また当然であるべきことであろうと思う。

しかしながら、今だに昔の先入観が抜け切らず、封建性の強い業主が一部に存在していることは甚だ遺憾に堪えない。作業面においても昔ながらの方法でやらなければ気がすまないとか、昔はこんな場所でもこんなように造った酒でも飛ぶように売れたのに、現在はこのような設備をよくしたにもかかわらず、昔のように売れぬとか、昔のままの気持ちで、時の流れに目覚めぬかのように思われるのは実に嘆かわしい。人間誰れしも欲のない者はないが、余りに露骨に現わされると見苦しく、面白くもない。みんな職場のため

△県醸友会長窪田千里氏談▽ 杜氏というの

は、いわば工場長であり、製造部長のようなものだから、なによりも主人との間がじっくり行くことが肝要だ。もしもその年の出来が悪ければ酒屋はつぶれるもので、主人の財産をあづかっているのにひとしい。身を粉にして寝る目も寝ずに励まなければならぬ。ほかの職場のように、時間が来たからといってサッサと帰るわけにはいかないのであって、この点、よその職場では想像のつかない別箇の存在だ。自分の財



渋谷の酒蔵信州開店祝い

も陰口や不平ではなく建設的な意見にしたい。酒造従業員は酒税法を遵守し、酒造に従事しているのであって、いわば準国家公務員であり、また生物を飼育する技術者でもあり、科学者でもあるという矜持をもち、旺盛な責任感と絶大な研究心をもって、清酒醸造に奮起しようではないか。

### 『酒蔵信州』東京に進出す

昭和二七年、信州の酒造家と県卸協組が協力して東京への本格的な進出を計画した。急速に名声の高かまりつつある信州清酒を日本的たらしむるためには、なんとしても、日本の人口の一分を占め、全国の生産量の一分五分を消費している東京での実物販売で、徹底的な声価をかちとらなければと考えたからである。その第一歩として、六月七日、新橋駅正面玄関前に『酒蔵信州』（口絵参照）を華々

にと思い、あらゆる努力と創意工夫をこらして作業をはげんでいるのに、頭からガミガミやられるとムカッとして来る。これは結核、職場のためにならない事態をひきおこすことになるだろう。人間は感情の動物だ。お互に言葉などもつつしんで、大家族として融和をモットーに、和やかな空気の中に生きたいものだ。不満があつて

しく開業した。

△長野県酒類卸協同組合公報▽ 新橋駅の真正面に、瀟洒たる白亜の酒蔵、屋上は信州を表象する日本アルプスの連峯と『品質日本一、信州清酒』の大ネオンに飾られ、中川紀元画伯の揮毫になる『酒蔵信州』の真紅の大提灯が二つさがり、硝子張りで総体的に明るい感じがする。裏口は俗称狸小路という小粋な小料理屋酒場などの飲み屋横町に面し、深夜まで絃歌に賑い、表の騒音とはさみ打の形で安眠はでき兼ねる場所。裏口は表口と趣を変えて黒板塀に紺のれん、赤提灯という装いで粹向きにできている。

表口の縄のれんをくぐると正面中央にスタンドがあり、用材は檜、殊にカウンター台は木曾檜の厚さ四寸柱目で、建築屋さんも驚くほどの立派なもの、これはこの店ご自慢のものだ。床はタイル張り、壁も天井も白塗りで、両側に長野県名所の写真が飾られている。収容人員は四十五人ぐらいの椅子席、二階の和室も使用すれば四十人ぐらいの客が入れる。特級酒一杯百二十円、一級酒九十円、二級酒もあるが、料理は二十円から五十円までの一品料理で、近くに築地の魚河岸があるから、新鮮さが喜ばれている。さて、これを新橋の新名物に持っていくまでには大変だろうが、係り員一同は大張り切りである。

東京で金紋信州の試飲会

折から、朝鮮戦争に依る好景気の中だったし、まだまだ酒不足の時代だったので、この目論見は非常な成功をおさめた。ここを東京進出の根拠地として一応の成果をおさめると、二九年の三月には更に一步を進めて、その酒蔵の裏手にある旧大和銀行新橋支店の跡を改装し、こんどは、小売のための「信州酒店」を創業した。このとき、東京向け信州清酒の代表銘柄として『金紋信州』（口絵参照）の名を打ち出し、各生産者から送りこまれてくる清酒について、酒蔵ではすべてその名で扱ったのである。これは正しく、全信州の業者たちが団結の固さを示し、郷土酒の発展に情熱を傾けるありさまの象徴であり、歴史的なことがらであった。

信州酒店は、いっさいの準備がととのうと、まずテッパからやり始めたが、忽ち『金紋信州』の名が広らまって行き、狸小路の飲屋数十軒が取引きの顧客になったのを初めとして、毎日に二〇人三〇人とふえていった。その日の盛況について「開店当初から、貸売りは一切致しませんを主義としていたことが、むしろ顧客に喜ばれ、配達員たちは夜晩くまで忙しい忙しさが続いた」（県卸組合公報）と記録している。こうして、飲み専門の酒蔵信州と、小売の信州酒店を根拠地に、東京や神奈川に住む信州人たちが、次第に聞き伝えてここに郷愁を求め、信濃への旅行者たちが、懐しさに誘われて集ってきたのであり、その人びとの口から、急速に全都の話題をひきおこしていったのである。

都民の関心が高かまるのにつれて、都内の各所に酒蔵信州が次々と増設され、三九年頃までには新橋、新宿、日本橋、池袋、浜松町、中野、杉並、上野、渋谷など重要な繁華街には殆んど行きわたった。酒蔵での宣伝が行きとどき、信州清酒が高く評価されるにしたがって、県主産の観光物産展にも、最早や金紋信州は欠かせないものとなり、それらと相俟って、こんにちの信州清酒の地位が築きあげられてきたのである。この酒蔵布陣は、一面において、そこを通しての大眾の好みが、忽ち、酒造りの在らねばならない方向をも示唆してくれることになって、そのことが愈々発展を導いたのであった。

酒蔵信州や新橋の信州酒店は初め、それぞれに合資会社として発足し、飲食店や小売業の免許をとったのであったが、その後、酒店は浜松町に移転し、酒蔵は株式会社に変更した。役員は、勿論、すべて県酒造組合や卸協組役員の兼務であったが、三七年度頃には、酒蔵で九、四六〇万円、酒店で六、二五五万円の売上げを見ていた。そして、この中央進出に当り、最も注目されなければならないこ

とがらは、なんとといっても、本県酒類関係業者が一致して、代表的な統一銘柄『金紋信州』を生み出したことである。県内の取引きにおいては、まだ統一の名柄の全く生まれてこない時代であったが、この東京進出の統一銘柄作定が一つのきっかけとなって、三〇年代に入ると、県内においても、統一銘柄への方向が現れ始めてくるのである。

酒蔵信州の年度別売上	昭和28年3月	1,138万円
29. 3	1,827	
30. 3	2,104	
31. 3	3,021	
32. 3	3,410	
33. 3	3,584	
34. 3	3,809	
35. 3	4,681	
36. 3	6,932	
37. 3	8,495	
38. 3	9,460	

三倍醸造で清酒の危機を救う

戦前の昭和一五年頃には、五万七千石から来ていた本県の原料米配給が、二二年のどん底には僅か九千余石に減らされてしまった。

酒造 清酒 合成清酒 焼酎 ビール 合計

酒造	清酒	合成清酒	焼酎	ビール	合計
昭二	石数 四八二	石数 一〇〇	石数 五三三	石数 一〇〇	石数 一〇〇
二二	四三六	一〇三	五〇六	一〇三	一〇二
二三	三七六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
二四	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
二五	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
二六	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
二七	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
二八	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
二九	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
三〇	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
三一	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
三二	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
三三	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
三四	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
三五	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
三六	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
三七	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
三八	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
三九	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
四〇	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
四一	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
四二	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
四三	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
四四	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
四五	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
四六	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
四七	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
四八	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
四九	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
五〇	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
五一	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
五二	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
五三	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
五四	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
五五	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
五六	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
五七	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
五八	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
五九	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
六〇	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
六一	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
六二	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
六三	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
六四	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
六五	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
六六	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
六七	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
六八	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
六九	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
七〇	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
七一	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
七二	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
七三	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
七四	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
七五	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
七六	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
七七	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
七八	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
七九	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
八〇	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
八一	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
八二	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
八三	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
八四	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
八五	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
八六	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
八七	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
八八	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
八九	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
九〇	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
九一	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
九二	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
九三	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
九四	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
九五	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
九六	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
九七	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
九八	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
九九	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一
一〇〇	四三六	一〇二	四六一	一〇二	一〇一

しかも、食糧事情の緩和にしたがって、米を使わない合清酒や焼酎は急速に延び始めたのに、米の配給復活の足どりはまだ甚だにぶかった。たとえば、昭和一年の生産指数一〇〇にたいして、二五年頃、合成酒は四九七に跳ねあがり、焼酎もまた一八五と上昇したのに、清酒は少しずつどん底から這いあがってはいったが、なお二三という惨状であった。

にもかかわらず、酒の需要は大いに高かまっていた。二五年に勃発した朝鮮戦争が華々しい好景気をもたらし、二七年まで続いたからである。勿論、需要を増したのは酒類だけではなない。原材料さえ得られれば、あらゆるものが復興したのであって、二七年には、味噌も凍豆腐も、本県の諸食品生産は殆んど戦前の姿をとり戻した。その中で、清酒だけは戦前生産量の、まだ半分も復活してないのであった。

酒造業界が、なんとかして米がなくてもできる酒をと、懸命な知恵をしぼらなければならなかったのは当然である。さきに

昭和十八年からアルコール添加醗製造法を発表して、極力清酒の増量をはかっていた国立醸造試験所が、更に清酒三倍増醸の研究に成功し、中央酒造協会が全国にむかって、その醸造方式を奨励し始めたのも、その時、二五、六年頃であった。今まで、モロミ一に対して一の割合以上のアルコールを添加することは、清酒としての香味を致命的に害してしまうと考えられていたものを、一に対して二までの割合に増量しても、十分に優良な酒ができる工夫に成功したのであった。そのためには、アルコールの増量にもなる調味料の添加を徹底的に研究しなければならなかったが、長野県醸造試験場もそのことに心を砕き、業界もこれに協力した。旧来の酒造家の中には、如何に米が足りないからといっても、そのようなアルコール酒は邪道であるとして、断じて受け入れない者もなかったわけではな

いが、本県においては、折から、活潑な活動を展開し始めていた青年酒造家たちによる『若葉会』が、これと大きく取組んだ。

県醸造試験場技師今井謹也らのスタッフが、局からの指示にもとずき、つぎのような添加調味料の配合研究を発表すると、直ちに、それにこたえて、第二世らが、実践を推し進めたのである。醸友会の幹部たちも、この技術革新にむかって遅しく立ちあがった。

○ 検定石数とアルコール添加量

酒造年度	清酒検定石数	清酒アルコール%	アルコールの酒に対する米の酒
三六	三三、七三三	三三・〇	一・〇・九二〇
三七	三三、〇七六	三三・五	一・〇・八二〇
三八	三三、五八六	三三・〇	一・〇・六四四
三九	三三、七〇〇	三三・〇	一・〇・七〇一

右の通り近頃の清酒は米の酒よりアルコールの酒の方が多いため故に米の品質を検討する前にアルコールを忘れてはならない

○ 三倍増醸の調味料

	県下総使用量	玄米二〇石当り使用量	昨年度使用量
グルコース	一三三、四九二 kg	一三三、六〇 kg	一〇三、九〇
水 あめ	三五、七六・五	三五、〇〇	一八、二一〇
こはく酸	三、四九六	二、九三	二、七

乳 酸

グルタミン酸ソーダ	二、〇〇七	一、七二	一、八〇
	二、三二一	〇、九五	〇、九五

グルコースと水あめの比は年々水あめが多くなり、上表の通り約倍量となったが、将来はオール水あめという所まで考えても結構と思う。

なお、最近乾燥粉末水あめとでもいうか。

糖 分	一五%~一七%
糊 精	七五%~八〇%
水 分	五%前後

のような溶解に便利だけでなく、水分が少なく糊精が多いので実質が大となり、酒の増量に一段の効果的な原料が出来今冬あたりには大いに利用されることと思われる。



△清酒界の暗雲、亀井正記△ 三〇年のこんにち、清酒生産の状況を見ると、凡てが戦前に復活しているのに、清酒業界のみは復活を見ていない。戦前の昭和一年の酒米が約四百万石、販売酒約五二〇万石、六百万石といわれたのに対し、現在は漸く酒米百万石に販売酒約二八〇万石である。清酒以外の延び方はすばらしく、今の生産量からすれば合成酒は九倍、焼酎は二倍半、ビールは二倍に近い。であるのに、清酒のみは逆に五割減であり、半分迄も復興していない。我々は戦前と同一比率の米をほしいとはいわないが、せめて三百万石ぐらいを要望したい。

我々の目標とするところは、なんとしても戦前の九〇%、四五〇万石ぐらいまで持っていきたいのだが、それには三百万石の米が駄目というなら、せめて一五〇万石の米をほしい。そうしたら、我々は普通醸造一・五に対し、三増酒を一・〇の割合で醸造すること、絶対の自信があり、目標の四五〇万石が可能となるのである。原料米一五〇万石を普通酒一・五に三増酒一・〇という割合にすれば、九〇万石が普通酒に使われ、六〇万石が三増酒に使われることになり、普通醸造酒は約一八三万石、三醸酒は約二六二万石の販売酒が出来、この中低税率清酒に七五万石ぐらいを廻し、これを一四度五分にするとすれば約八二万石になり、総計石数四四八万石になるわけである。それにしてもアルコールの品質が重大な問題である。

三増酒を今以上ふやすことには大きな反対がある。しかし我々は既に、これに手を染めるの止むなきに至って、試験醸造をしたのである。「弓は一度矢を放たれた」といえよう。一度、しかも完全に放たれたものが今更ら戻り得ないし、反面、昔のような米の酒は、今日夢物語になってしまったのだ。我々の研究結果は、もはや合成酒に負けてはいない。蒸溜業者が我々の三増酒に反対し、三増用に増米するなら、合成酒に米をよこせと、力説している声に押されて、このまま立ちすくむわけにはいかない。現実に米が足りず、しかも需要が益々高かまるとすれば、品質的な改善努力をなしつつ、この増産を考えていくよりほかに道がないではないか。(若葉会報)

かくて、二六年から始まった、この三増酒により、二九年頃には、米もおいおい増しては来たが、既に、全国清酒生産量を殆んど倍加することができ、当面の清酒飢饉を救い、その後の復興への土台となったのである。酒米が充分に出廻るようになると、次第に「米の酒」へと移っていくのは当然であるが、こんにちでもなお、経営的には、この三増酒が助けになっているといえよう。

## 悲願、好適米の産地化を成就す

こんにち、酒造好適米として『高嶺錦』が、新潟、石川、兵庫、京都、奈良、栃木などの各府県でかなり作られ、秋田、青森、岩手などの東北地方では『信交一九〇号』の栽培が、主力的に行き渡っているが、そのいずれものふるさととは信州である。由来、好適米といえ近畿、中国地方では山田錦、竹田早生、農林二二号、アケボノ、ヤマビコ、八反、雄町などが絶対的であり、新潟や北陸地方から東北にかけては北陸一二号、亀ノ尾、五百万石などが有力な地位を保持していたのだが、そこへ、信濃をふるさととして生まれ出た信交一九〇号が、新しく登場してきたのである。

信交一九〇号は、昭和初頭、長野県農事試験場において、岡田吉次技官らのスタッフが、人工交配によって育成したものであった。同試験場では、初め、畿内早生六七号×畿内早生二二号から出発して、そのとき作りあげたものに先ず信交一号の系統名をつけ、その後、あらゆる品種を交配しながら、昭和一〇年前後には、信交三〇一号まで作りあげたものである。その中の一つ、信交一九〇号が酒造に好適であることを初めて確認したのは、当時、秋田県醸造試験場長として、秋田酒を天下の銘酒の地位に築きあげた花岡正庸であった。

花岡は本県下高井郡の酒屋の生れで、秋田酒の育ての親になったが、彼が、その郷土にできた信交一九〇号を好適米として確認し、秋田は勿論、東北地方で頻りにその栽培を奨励していた頃、実は、その地元である信濃の酒造家たちは、全く、まだそのことに気づかなかつたのである。この郷土の酒造家たちは、足元にそのあることを知らず、新潟、兵庫、広島、山口あたりの酒米のみが至上と考へ、そこからの移入ばかりに心を砕いていた。

そして、戦中から戦後へかけての、酒米の配給制と各府県の鎖国政策が始まると、信州の業界は殆んどお手上げの形になってしまった。全国的な、或は地方的な統制の中で、一応の割当て配給はうけるのだが、実際の入手手順には多くの悩みがあった。農業倉庫に積

みあげられている酒米について、時には、早く持ち出すようにと催促をされ、時には、まだ現物がこないとことわられる。酒蔵の作業手順にしたがっての入手が全く出来ないものであり、蔵人を遊ばせてしまわなければならないような場面もしばしば繰り返えされた。運賃はかさむし、作業は運ばないし、手をあげざるを得ないのであった。

この姿を何とか打開しない限り、折角発展を辿り始めた信州清酒も、遂には壁に突き当たるだろうと、業界の指導者たちが真剣になったのは当然である。かくて、昭和二四年、県酒造協会長和田芳郎は、試験場技師木瀬与六、協会事務所員佐藤誠らと共に秋田に出かけ、まず花岡正庸と話し合った。ところがそのとき、花岡が「信州には、結構な好適米信交一九〇号があるではないか。われわれはそれを栽培している」と教えた。一行は「そうか、そうだったのか」と膝を打って引揚げた。

婦長早々、県農事試験場に、その旨を述べて尋ねると「勿論、この試験場で作り出したのだから、種はある。戦前、酒屋さんたちに、こういう好適米ができたと話したことがあるのに、こちらでは相手にされず、結局、秋田へ行ってしまったのだ」との説明であった。そこで、その翌年から、改めて『信交』がそのふるさとで見直おされ、その一つを『高嶺錦』と名称して、二五年には試験的に広く作付けられ、二七年には県の奨励品種に指定されて、本格的な酒米栽培へと向かったのである。高嶺錦は北陸一二号を母とし、農林一七号を父として生まれた。

この好適米作りは、酒造組合と県と、農協中央会と耕作者との緊密な連絡のもとに進められる契約栽培であった。高嶺錦が、一般米よりも高値を以て年々協定されるのは当然であるが、一俵について、ほかに酒造協会が二〇〇円の協力費を負担し、農協中央会から耕作者へとつながる系統機関に、それぞれ手数料を出すところから出発した。こゝにいよいよ、県内酒造家のための、劃期的な好適米自給体制が組み立てられたのである。系統農協が中心となって、末端機構としての耕作組合が結ばれ、それが集まって郡連合組合、更に長野県酒米たかね錦耕作組合連合会をつくり、その上に、関係団体の代表を以て長野県酒米改良協会が組織され、つぎのような酒米計画生産方針を打ち立てたのである。

#### 酒米計画生産について

1、生産数量の割当 県酒米改良協会は、明年度の酒造好適米の需要量の見透しを立て、生産数量を決める。耕作組合は県酒米改良協会の示

した数量に基づいて、適地を選定して、酒米生産に熱意ある農家を選んだ割当てること。

2、集団栽培を行うこと 一耕作組合においても栽培地を散在させる

ことなく、適地適産の指導上の見地から、なるべく集団して栽培するよう指導し、好適米生産のための耕種改善を行う。また原則として、一耕作組合三〇〇俵以上、一農家一反以上の作付をするものとする。

3、種子更新 主要農作物採種圃を設置し、この生産種子をもって、種子更新を必ず行うものとする。

4、耕作台帳の作製 耕作組合は農家ごとの計画劃量が決定したら、直ちに耕作台帳を作製して、一部を控えとして三部を郡耕作連に提出、郡耕作連は一部を控えとして、二部を長野県酒米たかね錦耕作組合連合会に提出するものとする。

5、出荷時期 食糧管理法に依る酒米の買上げ期日は本県においては

この方法によって、年々の栽培量が決定すると、県酒造組合と酒米たかね耕作連と、更に長野県経済連との三者の間に次のような覚書（三五年の例）を取りかわして、その年ごとの必要量を確保する仕組みとなった。

#### 覚 書

昭和三十五年産長野県酒米たかね錦を酒造用専用向けとして確保するため、長野県酒造組合を甲とし、長野県酒米耕作組合連合会を乙とし、長野県経済農業協同組合連合会を丙として左記事項に關し約定する。本覚書についての事項は、総て食糧管理法の定むるところにしたがうものとする。

第一条 甲は昭和三十五年酒米たかね錦七五、〇〇〇俵を酒造専用米として、酒米検査に合格したものにつき、政府を通じて買入れるものとする。

第二条 乙は第一条の数量を確保するため、長野県酒米改良協会の方

仕込みの関係から早期出荷が望まれるので毎年一月二〇日までを引受けの期間とする。

6 供用種子 県指定採種圃産種子による種子更新を条件とし、県指定採種圃産種子を供用するものとする。

7 買上げ手続 酒米の買上げは食糧法によって食糧事務所が行うが、酒米需要者である長野県酒造組合と、長野県酒米たかね錦耕作連との間に、引受書と耕作台帳を添えて覚書の交換を行うものとする。

8、検査について 担当検査官は、検査買上げを優先的に行うものとし、酒造好適米としての品格の向上をはかるため、固定式検査機を使用するものとする。

針に基き、甲と協議して郡別、市町村別数量を決める。所属市町村耕作組合は、乙の指導を得て個人毎に生産数量を決め、確保引受書を乙に提出し、責任を以て確保措置をはかるものとする。

第三条 丙は右割当数量を、食糧管理法の定むるところに基き、集荷して政府に売渡すものとする。

第四条 本覚書に定めない事項については甲乙丙協議の上協定するものとする。

昭和三十五年 月 日

甲 長野県酒造組合

会長 黒沢 太郎

悲願、好適米の産地化を成就す

県産酒米の郡別出荷状況（県醸造試験場調べ、単位俵）

	昭和30年	32		34		36		38		40		金紋
		たかね錦	たかね錦	たかね錦	たかね錦	たかね錦	たかね錦	たかね錦	たかね錦	たかね錦	たかね錦	
南佐	543	696	924	1,600	0	502	248	86	0	0	0	
北佐	1,250	749	957	2,073	6	1,400	425	270	0	0	0	
上小	857	810	731	511	0	218	102	187	0	142		
諏訪	3,010	2,546	2,852	2,123	0	1,954	244	2,415	363	287		
上伊	8,015	6,119	10,212	18,558	230	15,336	302	14,174	0	0		
下伊	810	1,315	3,335	3,852	0	3,519	282	2,126	0	0		
松筑	2,140	2,437	612	4,785	64	7,060	1,256	9,358	479	448		
南安	17,507	18,121	15,886	23,641	0	26,725	0	48,525	0	0		
北安	6,450	9,363	16,962	20,259	2,120	23,350	2,832	26,010	1,009	2,469		
更級	0	125	280	400	0	261	0	173	52	365		
下高	4,213	4,100	2,583	816	2,175	0	4,543	0	1,759	944		
長水	7,609	5,363	4,832	2,769	433	705	1,955	537	199	6,166		
下水	5,560	5,564	4,096	3,070	2,301	1,520	1,871	490	415	0		
合計	57,964	57,808	64,301	84,457	7,329	82,570	14,040	104,389	4,276	10,821		

乙  
長野県酒米たかね錦耕作組合連合会  
会長 米倉竜也

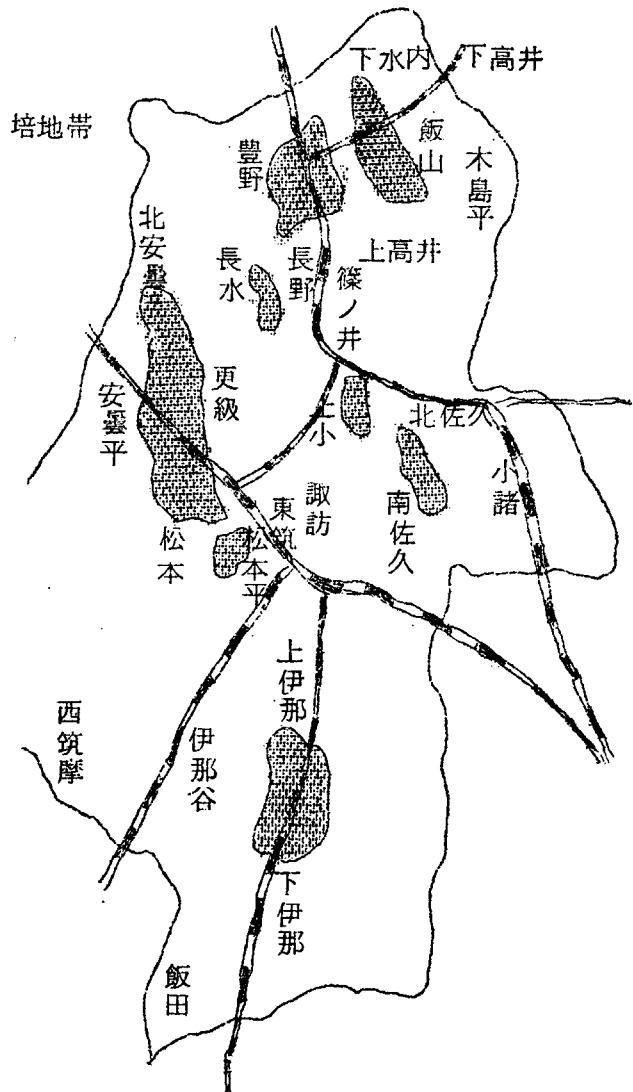
県産酒米の県外出荷の推移（県醸造試験場調べ、単位俵）

年 度	銘柄	埼玉	茨城	栃木	群馬	山梨	東京	岐阜	愛知	合計
32	たかね錦	0	0	1,072	0	4,056	0	0	0	5,830
33	〃	763	0	1,145	0	4,131	0	0	0	6,040
34	〃	2,220	0	3,630	0	5,288	0	0	0	11,078
35	〃	4,456	1,145	3,538	2,290	6,069	0	0	0	16,498
36	〃	5,635	300	5,064	3,583	7,041	229	0	0	21,856
37	〃	5,202	181	5,038	3,595	6,579	229	0	0	20,823
38	〃	8,722	728	5,366	3,000	10,000	255	0	0	28,071
39	〃	5,725	612	3,442	2,142	7,393	229	458	0	22,107
40	〃	6,273	688	3,748	2,371	8,109	306	612	0	22,107
41	〃	17,680	7,349	6,794	6,734	17,795	611	2,860	3,000	62,823
42	たかね錦	20,430	13,526	11,201	6,615	17,490	735	4,430	20,745	95,172
	金紋錦	1,226	0	0	0	0	0	0	1,000	2,226

丙  
長野県経済農業協同組合連合会  
会長 安藤長造

昭和三八年には、高嶺錦のほかにもう一つ『金紋錦』が登場した。たかね錦を母とし、山田錦を父として生まれたのである。両者が相まって、四一年頃には、早くも好適米総生額一六一、五〇〇俵を数えるに至った。もはや、好適米に関する限り、明治以来の悩みの種であった遠方移入を脱却し、すべてを隣村から、或は隣りの郡から自給することが出来るようになったのであり、正に劃期的な悲願が成就したのである。

一部には、新潟県から古来の酒米種五百万石を持ってきて栽培するものもあつ



42年頃の県下好適米栽培圃地図

この郷土の先輩たちは、戦後僅か一〇数年の間に、日本に誇る清酒の王座を築きあげただけでなく、好適米についてもまた、たんに自給体勢を成就せしめたのにとどまらず、更に一步を進めて、移出県たるの地位をつくりあげていたのである。三八年一月に開かれた県清酒品評会の結果について、審査長である県醸造試験場長今井謹也が「参考までに申し添えるが、上位入賞一〇工場の製品は、全く例外なく、その原料が高嶺錦でつくられていた」と報告している。

だが、ほとんどの郡で集团的に高嶺錦や金紋錦がつけられた。やがて、その種が冒頭で書いたように新潟、石川、奈良、栃木から本場の兵庫や京都にまでもひろがって行ったのである。しかも、その種がひろがって行っただけではなく、上表の如く好適米の移出県とさえなった。三六年頃には、日本の好適米産地として、既に兵庫、岡山、新潟、秋田、広島に次ぐ第六位にのしあがり、四〇年には更に進んで広島、秋田を追い越し、第四位を占めるに至った。

## 長野県酒造組合創立さる

戦争中のあらゆる統制組合が連合軍司令部によって、すべて解体を命ぜられたとき、酒類関係の業界は、それぞれに分れて、自主機関としての協会を結んだ。酒造協会、合成清酒協会、焼酎協会、洋酒協会、麦酒協会、果実酒協会、卸売部門、酒販協会などがそれぞれある。それが、昭和二八年になると、新しい酒類業組合法が公布され、それぞれに組合を結成することになった。

合成清酒協会、焼酎協会、果実酒協会は、全国一本の組合を結んで、国税局単位に支部を設け、卸売部門では府県に卸酒販組合を、中央にその連合会を設立し、小売部門の酒販協会は、税務署単位の小売組合をつくって、その上に府県連合会をつくり、全国中央会のもとに集まった。長野県小売酒販連合会の初代役員は会長玉井四郎、副会長宮沢利雄、戸田安男らであった。生産者であると同時に卸でもあり、小売りも行う酒造家たちが、それぞれのメンバーに加わっていったのは当然であるが、生産者としては、中央に酒造組合中央会ができ、府県に酒造組合、或はその連合会を設け、税務署単位の末端機構を確立することになった。

長野県では和田芳郎、黒沢太郎、降旗三重治、千野輝雄、山田頭五らが発起人となって、全県一本の長野県酒造組合を創立する方針を決定し、二八年九月二八日、県醸造試験場内に創立総会をひらいた。定款、規約、四一〇万円の初年度予算、借入最高限度五億円、貸付総額五千万円などの諸案を議決のち、会長和田芳郎、副会長黒沢太郎、降旗三重治以下の役員を選任して発足し、こんにちに至っているのである。創立と同時に、長野酒造協会は解散したが、税務署単位の酒造協会は特に解散することなく存置し、県酒造組合としてはそれぞれの協会内に支部を設けた。発足当時の事務局は宮川真澄、竹内一郎、佐藤誠らが担当した。長野県酒造組合が創立された頃の酒造業者は一〇六人であり、最も大きなものは二、四三九石、最少のものは八一石を造っていた。